

平成24年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成24年6月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長兼産業経済部長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	埴栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

議事日程第4号

平成24年6月13日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番上野 登君、18番横倉きん君を指名いたします。

一般質問

○議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） おはようございます。13番市政会の石松でございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたが、質問に入ります前に、答弁者及び議長にお願いを申し上げます。質問1問目の笠間市の情報化政策の中の情報化基本計画につきましては、議会運営委員会におきまして、明日質問予定の畑岡議員の通告と一部重複していることが指摘をされております。したがって、質問の重複を避けるために、私の方で現在の笠間市情報化基本計画に関する項目を省いて質問をいたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

電子政府や電子自治体が標榜されるようになって久しくなりますが、現実には、情報化の

コストが膨らむ一方で、業務改善、人員削減、意思決定のスピードアップという効果がなかなか得られていないのではないかとわれております。笠間市でも、行政全般の効率化、公共事業や人員の削減を含む合理化、市民参加の促進や住民満足度の向上を目指して、平成20年3月に笠間市情報化基本計画が策定され、効率化とコスト削減、住民サービスの向上、情報公開や手続の簡略化が期待をされていました。ところが、市総合計画の後期基本計画の策定の際に行われた市民満足度アンケート調査によりますと、電子サービスが利用しやすいと感じていると答えた方は31.85%しかいないという結果が出ております。ことしは情報化計画の最終年であります。このアンケート結果をどう評価し、課題は何かを明らかにした上で、次期計画につないでいくことが必要であると考えます。

そこで、次期情報化基本計画の策定に向けて、どういう準備がされているのかお伺いをいたします。策定に向けた準備の進捗状況と予定、そして、次期計画のビジョン、もしくは基本的な考え方についてお聞かせをください。

また、平成21年、今から3年前の6月定例会一般質問で、私はITの問題を取り上げております。その際に、基幹系システムが茨城計算センター1社のみの独占状態になっているというベンダロックインについて指摘をいたしました。そうした状態の改善を含めて、私は電算事業の経費削減にもっと努力するべきではないかと考えております。そこで、現状の電算事業の費用対効果について、執行部としてはどのように認識をされているのか、加えて、公的個人認証書の発行枚数とシステムの投資額及び運営コスト、さらには、今後の電算事業経費削減の可能性についてご説明をください。

次に、通告2問目の質問に入ります。

私は、市民と行政の協働について、これは2年前の6月定例会で一般質問をしております。その際に、大きく二つのことを指摘させていただきました。一つは、協働ということについて市民へどう問題意識を広げていくのか。さらには、市民だけではなく、市職員への共有化や徹底をどう図っていくのが課題であり、そのためには、指針の中に市民と行政の責任を明記する必要があるということ。二つは、実践や体験を通して協働を実感し、理解を深めることが必要であり、そのためには、まちづくり活動センターを一日も早く設置してほしいという2点であります。市民と行政の責任については指針の中に明記をされましたが、まちづくり活動センターの設置については、方向性はありつつも、いまだ具体的にはなっておりません。

そこで、お伺いをいたします。協働のまちづくり推進指針ができて1年半経過をしました。震災の影響で予定どおりには進んでいないかと思いますが、協働という概念を含めて、地域自治や市民自治について、執行部としてはどのように市民の意識が深まったと認識をされているのかお聞かせをください。

また、市民憲章推進協議会の議論や活動からは、私には協働のまちづくりが余り伝わってまいりません。協働のまちづくりの推進と市民憲章推進協議会との関係は、どのように

なっているのでしょうか。あわせて、協働のまちづくりの推進指針を足がかりとして、自治基本条例の制定に向けて準備を進めていくといわれておりますが、そのことを含めた今後の課題についてもお聞かせください。

次に、通告と順番が前後いたしますが、自治基本条例について伺います。

この条例と市民憲章とはどう違うのか。なぜ協働のまちづくり推進指針だけではだめなのか。執行部の考える自治基本条例の必要性についてお聞かせをください。

また、今後の条例検討がどのように進められるのか、その際、検討委員会はどのような形で組織をしていくのか、議会との関係はどう整理されるのか、とりわけ私ども議員との意見交換や意見反映についてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、現在行われている地域ポイント制度の社会実験の状況について伺います。

進捗状況やモニターの皆さん方から、どういった意見が出されているのか教えてください。

また、ポイント制度は全国さまざまな自治体でいろいろな名称を使って導入をされておりますが、例えば世田谷区や八王子市では、ポイント制度導入に無関心な市民が多い、あるいは東京の稲城市では、ポイント制度が有償ボランティア制度の導入として受けとめられ、一部の市民から抗議があったとも聞いております。そうした意味では、私は、社会実験を行うだけでなく、実験に至るまでにどういう議論があったのかも明らかにしていくことが必要ではないかと考えております。

本来、ボランティア活動は、市民の善意による自主性、自発性ともいわれますが、それに加えて、無償性、公益性のこの三つに基づくものでありますから、それに行政が直接介入し評価する制度、俗っぽい言い方をしますと、ポイントで活動に参加する人をつるような制度をつくるということは、ボランティア活動をしている方々の心を斟酌せず、本来、純粹であるべき姿を変質させてしまうのではないかというような意見もあって私は当然かと思えます。そういうことに関する議論はあったのでしょうか。あったとすれば、どのように整理して社会実験をすることになったのか。さらには、この制度が、どのような形で市民活動への参加者増や活動の活発化につながるのか説明をお願いします。

そして、最後に、この社会実験後に非接触型のICカード、フェリカを導入することになっておりますが、そのためのシステム導入は今度どのように進められていくのかご説明をください。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 13番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

新しい情報化基本計画の策定に向けた準備の進捗状況と予定についてでございますが、現在は、最終年度を迎えた現計画を総括し、課題や問題点の分析を行っているところでございます。情報化基本計画は他部門に影響するものであるため、近日中に庁内でワーキン

グループを立ち上げ、内容を検討していく予定でございます。その後、議会報告やパブリックコメントを経て、来年度に公開したいと考えております。

次に、計画の基本的な考え方でございますが、情報化を取り巻く状況は、この5年間で大きく変わってきております。次期計画を作成するに当たっては、災害時の危機管理に対応したクラウドなど、時代に即した新しい技術の導入、制度や業務プロセスの見直し、費用対効果などを基本に、利用者の視点に立った計画をつくりたいと考えております。

次に、電算機事業経費の現状と費用対効果の認識についてでございますが、平成23年度実績では、住民記録、税関係、福祉関係などの基幹系システムの管理運営費が63業務で1億5,000万円、1人1台パソコンを配置し、庁内イントラネットでシステムを構成しております情報系システムは、運用管理費が2,200万円、機器の更新費が3,800万円となっております。昨年度実施しました茨城クラウド推進事業のクラウドカルテの診断結果によりますと、笠間市のIT関連経費は県平均よりやや割安な経費となっております。

次に、公的個人認証書の発行件数とシステムの投資額及び運営コストについてでございますが、まず、公的個人認証書の発行件数は、合併から平成24年3月末時点までで899件となっております。公的個人認証書は住民基本台帳カードに知事が発行する証明書の機能を加えるものであるため、導入に要した費用については県の負担となっております。年間の運営コストは、保守委託料として28万円でございます。その他、機器の耐用年数の経過等により、平成23年度に機器の入れかえを行い、103万円を投資しております。

次に、経費削減の可能性についてでございますが、現在の地方自治体を取り巻く情勢を見ますと、将来的に主流となるクラウドやマイナンバー制度等の国の制度改正等に伴いシステム改修が予想されるため、一時的に経費が増加することも予想されますが、業務の標準化や以前から取り組んできた協働アウトソーシングをさらに推進することにより、経費削減の可能性はあると考えております。

次に、自治基本条例についてお答え申し上げます。

まず、市民憲章との違いについてでございますが、市民憲章は、自治体のあるべき姿や、そこに住む住民の行動規範を示した市民の心のよりどころになるものでございます。一方、自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の全般にわたって基本となる理念や原則等を定めた条例であり、地域課題への対応や、まちづくりをだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定める条例でございます。一般的に、市民憲章と自治基本条例は、自治体のあるべき姿や、そこに住む住民の行動規範を示す点では共通点も多いと解されております。しかし、大きく違う点は、市民憲章には、市民の行動規範が中心と定められておりますが、自治基本条例は、市民の権利の保証や自治体の組織、運営、活動に関する事項にも触れるという点でございます。自治基本条例は、理念、制度をともに盛り込む基本条例であることから、市民憲章とは性格を異にするものでございます。

次に、協働のまちづくり指針だけではだめなのかについてでございますが、協働のまちづくり推進指針については、市民の行政の連携と協働によるまちづくりを進めるために、公共をともに伴うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めたものでございます。その理念は、市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動の活性化や身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政とともに活動するまちづくりを推進するものでございます。ただ、あくまでも協働に進めるための指針でございますので、その方向性の取り組みについては記載しておりますが、自治体運営のルールとして確立したものではありません。現在、地域主権改革の進展により、国から地方への権限や財源の移譲が進む中、自己決定、自己責任に基づいた自治体運営が求められており、住民自治の拡充を図り、住民意思を十分に反映させるため仕組みづくりが求められており、自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則等を定めた自治体のルールとなるものの条例化の検討が必要と感じております。

次に、自治基本条例の必要性についてでございますが、地域主権の進展による自治体の役割の拡大、少子高齢化社会の到来による行政ニーズの多様化、国、地方の厳しい財政状況、さらには、NPOやボランティアなど、さまざまなまちづくりの担い手の確保など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。このため、地域主権時代にふさわしい市民と議会、行政が一緒になってまちづくりにかわり、みずからの地域のことはみずからの意思で決定し、その責任もみずからが持つという自立した行政経営を目指していくために、それぞれの役割や市民参加、行政経営の基本的なルールを定め、市民と議会、行政が共通認識を持つことが必要となっております。このことから、笠間市協働のまちづくり推進指針を踏まえ、市民、議会と一緒に自立に向けた条例化の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の検討の進め方の検討委員会の組織化についてでございますが、関係課が、それぞれ会議や委員会を担い、情報を共有しながら進めていくことで考えております。具体的には、次の会議を設置し、開催したいというものでございます。一つ目は、市民会議でございます。市民の意見をまとめ、市民が考える条例の提案をするために、自治基本条例検討を前提とした市民会議を設置してまいります。二つ目は、職員会議です。条例の調査や内容の検討をするために、自治基本条例検討職員プロジェクト会議を実施します。さらに、それらの会議を受けて条例の条文や考え方などを検討するため、市民の代表者、職員の代表者、議員さんの代表者による自治基本条例策定のための委員会を設置し、進めてまいりたいと考えております。

議会との関係についてでございますが、これまで策定された自治基本条例は、大半の自治体が議会の役割や責務が盛り込まれており、議会の役割や責務を議論するに当たっては、議会の中で十分議論していただき、方向性を見出していただければと考えております。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

協働のまちづくり推進指針策定から1年半を経過して、地域自治や市民自治について市民の意識がどう深まったかについてでございますが、議員ご指摘のように、東日本大震災による影響で協働のまちづくりを推進する取り組みがおくれているという面もございますが、協働のまちづくりを推進するためのこれまでの取り組みについて申し上げます。

まず、市民参加を推進するための施策として、PR活動につきましては、市の広報紙に協働のまちづくり推進指針の内容を3回シリーズで掲載しました。また、ことし5月の市報に、NPO活動の推進のための掲載も行っております。さらに、協働のまちづくり市民向けマニュアルを作成し、団体の総会等での配布を行っております。

講演会の開催につきましては、市民や職員が協働についてともに学ぶ場として毎年開催しており、ことしは3月に「新しい公共の担い手としてのNPOと協働のまちづくり」という演題で開催し、市民の意識を高めることに努めてまいりました。

活動拠点の整備、活用につきましては、総合計画後期基本計画の取り組みにあります市民活動団体が交流し、情報拠点となる市民活動センターの整備についての検討を進めております。

ふるさとづくり活動の普及支援につきましては、アダプト制度の普及を図るため、笠間市の道路里親事業を平成22年12月から始めていますが、現在までに29の地域や団体で道路の里親になっていただき、清掃等の活動を行っております。また、都市公園についても、都市公園グリーンパートナー制度として里親事業を進めておりますが、現在までに3団体がグリーンパートナーとして市と協定を結んで公園の美化活動を行っております。

以上、現在までの取り組み状況でございますが、多方面にわたり協働の施策を展開していることから、徐々に市民の意識も深まっていると考えております。

次に、市民憲章推進協議会との関係についてでございますが、笠間市市民憲章とは、ふるさとを愛し、市民相互の交流に努め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、五つの条文により、郷土愛、市民道徳、生活規範等を示したものであります。笠間市市民憲章を推進する組織としての笠間市市民憲章推進協議会は、団体、企業、行政等で構成された協議会であり、その活動は協働のまちづくりの取り組みにつながっているものと考えております。

次に、今後の課題としましては、市内NPO法人が中心となり、新しい公共の場づくりのための提案型モデル支援事業の申請を行うなど、新たな協働事業の取り組みが始まっているところではございますが、まだまだ市民と行政の協働のまちづくりに対する理解不足がございます。今後も、市民一人一人、職員一人一人が協働とは何かを理解し、協働を推進する主体としての意識を持つために、講演会や勉強会、ワークショップなどを継続していくことが重要であると考えております。

自治基本条例については、先ほど市長公室長の方で答弁したので割愛します。

次に、地域ポイント制度の社会実験の状況についてでございますが、進捗状況としましては、平成24年1月から地域ポイント制度の社会実験事業を開始し、平成24年5月末現在で社会実験事業に登録していただいた市民の数は、男性260名、女性615名、合計875名となっております。モニターからの意見としましては、どのような事業にポイントがつくのがわからない、還元メニューがわかればやりがいが出てくるのではないかといった意見がありました。6月からポイント対象事業を市の広報お知らせ版と市のホームページに掲載していくことにしました。さらに、7月には、ポイント制度独自のホームページを立ち上げ、情報掲載を行います。

また、社会実験事業を実施している中でモニターから出された意見につきましては、笠間市地域ポイント制度検討協議会において検討し、よりよい制度設計ができるよう反映していきたいと考えております。

次に、ボランティアの原則、自主性、無償性、公益性とのそごについてはということでございますが、地域ポイント制度は、市が主催するイベントやボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、たまったポイントを地域商品や公共施設の利用券と交換したり、市民が願う市の事業支援やNPO団体等の事業支援に還元し、一つの活動が次の活動につながり、循環していく制度でございます。ただし、地域ポイント制度においてはポイントの還元をしますので、無償性という面ではボランティアの原則との違いはあるものと思います。

この地域ポイントについて十分な議論をなされたのかということでございますが、そもそも地域ポイントについては、21年の8月に市政懇談会の中で高齢者のエネルギーを活用できる施策を進めてほしいというような意見が出たものですから、その後、検討しまして、今年、社会実験となっているわけで、外部を含めた十分な議論は尽くしたのかというと、その辺は不足しているかとは思いますが、23年1月、市内約400の市民活動団体にアンケート調査を実施して254の団体から回答がありました中では、50%以上が、そういうポイント制度について導入を支持するような回答がございました。いずれにしましても、たゞいま社会実験中なので、その辺で検証をしていきたいと思っております。

次に、市民活動への参加者増や活発化につながるかということでございますが、地域ポイント制度は、市民活動に新たな価値を付与し流通させることにより、活動にやりがいや楽しみを見出すことで、市民参加機会の拡充や新たな人材の確保、継続的な市民活動につながる制度であると考えております。例えば参加者が集まりにくい事業や市関連事業のスタッフ募集などに有効であり、また、還元メニューにNPO団体等の事業支援メニューを入れることで、活動の活発化につながるものと考えております。

次に、ICカードシステムの導入についてでございますが、現在は、ポイント付与は紙ベースで行っております。しかし、発行したポイントの集計等が難しいため、ポイントの

やりとりを電子的に行い、ポイントの管理が容易にできるようＩＣカードシステムを導入していきたいと考えています。社会実験事業においては、ＩＣカードとＩＣカードリーダー、それに、ポイント管理サーバを加えた簡易なシステムで仮運用していく考えでございます。今後、ＩＣカードとＩＣカードリーダーの使用法の職員研修会を実施し、順次ＩＣカードへの移行を進めていき、社会実験事業の中でＩＣカードの利便性、有効性を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 答弁いただきましたけれども、非常に難しいお話もいっぱい入っていて、多分、皆さんわからないだろうなと思いますけれども、ちょっと整理をしていかなければいけない。そういう意味で、ひとつ整理をさせていただきたいんですが、一つは、情報化計画、次期計画はこれからだと。ワーキンググループをつくってやるということですから、今意見を言ってもむだなのかなということ言われているのかどうかわかりませんが、一定の方向性というのは、私は持つべきだろうというふうに思うんです。ビジョンの考え方の中で、住民の視点に立った、いわゆる利用者の視点に立った計画にしなければいけないということは私も一致をするわけなんですけれども、そういう意味で、利用者の視点といわれるその中身です。この中身が何なのかということをもう少し言っていたかないと、よくこれわかりません。多分、クラウドも県の方でやるといっていますから、そのクラウドの導入と並行して計画の中身が立てられるんでしょうけれども、これ具体的な中身をもう少しご説明をいただきたいなということなんです。

それと、もう一つは、経費の比較の問題なんです。クラウドのカルテの診断によると平均よりも割安だという結果が出たって、これで執行部としては、うちの電算の経費は安いというふうに認識をしているということなんでしょうか。これは、県のクラウドカルテの診断で割安だといわれただけであって、絶対的というか、全国というか、いわゆる全国の自治体と比較して本当に割安なのか、経費削減されているのかどうかというのをきちんとご説明をいただかないと、これも納得のいく答弁ではないということです。

あと、公的個人認証書のシステム、23年度に入れかえたというふうに言われているんですが、私が知りたいのは、これ899件です。人口7万8,000くらいの笠間市で899件。これは、投資は多分103万円で済んでいないと思います。何億の単位で、住基ネットも含めてですけども、公的個人認証書のシステムをつくるのにお金がかかっているはずなんです。これ国の補助金等々を含めてなんです。それが一体、我々の税金が何億円使われたのかと、その何億円に対して899件の利用しかないんだよということだと思っんです。この103万円というのは、妥当というか、正確な回答ではないかなと思いますが、この辺もう少し精査をいただきたいなと思います。

それで、最初に申しあげました次期計画の基本的な考え方、いわゆる利用者の視点が必

要になっていると。視点に立ったという場合の、この利用者の視点なんですけれども、実は前回質問をしたときに、私は、E A、エンタープライズ・アーキテクチャって難しい言葉で言うんですが、いわゆる個々の業務をIT化するだけ、個々の業務に電算システムを入れるだけじゃなくて、業務全体の適正化を一緒に考えていかないと、施設を、設備を導入してもむだになったりとか、そういう部分が出てきますよと。だから、E A、エンタープライズ・アーキテクチャと電算化と両方やっていくべきじゃないんですかというふうに言ったら、当時の公室長は、考え方としては今あるシステムの現状分析はやっていきますと、行革の視点も取り入れながらワンストップサービスなど、いわゆる住民側の視点に立った満足度を向上させていくような、そういうことでやっていきたいというふうにおっしゃったんですけれども、E Aはやるというふうには言われなかったんです。E Aのことについては検討するというふうに言われて、はっきりやるとは言われなかったんです。ここがきちんと私はやられていないんじゃないかなって、だから、先ほど言いましたけれども、アンケート調査によると満足度が31%にやっぱりならないんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、次期計画の中で、いわゆる電算化ではなくて、そういう業務全体の適正化という観点を持って次期計画は立てていかれるのかどうか、そこについて、ひとつお聞きをしたいということと。

それと、もう一つは、私は、3年前の質問も含めてなんですけれども、笠間市の中で大きく情報化の問題で前進したのは、国の情報基盤整備事業を使って、ブロードバンドエリア、いわゆる光ファイバー網に覆われている部分が6割からほぼ100%になったというのが、私は一番大きな前進だと思うんです。そういう意味で、笠間市内の情報格差の解消が大きく進んだと思うんですが、これから先は何が大事かという、そういう基盤を利用しながら、どう、こういうIT情報を市民が活用できるようになっていくかということだと思うんです。そういう意味で、情報リテラシー、情報活用能力をどう上げていくのかということが、視点が時期計画の中には必要でしょうというふうにも思うんです。

多分こういうことを言うと返ってくるのは、わかりましたと、PRだとか、市民講座だとか、そういうのをやりますというふうにも多分返ってくると思うんです。それにつけ加えて言うならば、小中学校でのIT教育をもっと充実させていきますって返ってくると思うんです。でも、今多分やられていると思うんです。パソコン講座にしても、それから、小中学校でのIT教育やられていると思うんですけれども、私は、その中身が問題だと思うんです。多分パソコン教室というと、ワードとか、エクセルとか、表計算とか、ワープロとかっていう、そういうのが中心です。せいぜいインターネットで言うと、メールやったりとか、最近は画像のソフトの使い方みたいなのあるんですけれども、ここが問題だと思うんです。情報基盤がせっかく整備されたんだから、市が持っているITで使えるものっていっぱいあるわけじゃないですか。その使い方わからないんです。だから、市民に能力として身につけていく今必要があるものは、ワープロの使い方とか、表計算とか、そうい

うことではないと思うんです。そういう市が提供している情報をどう市民が共有化して、行政と情報を共有化して、どう生活に活用していくのか。そういう意味で言うと、もっと講座やPRの中身って変えていかないといけないと思うんです。この変えていく中身についてどうなのかな。

私も、パソコンサークルを公民館でやっておりますけれども、パソコン自体は貸していただけるようになったんですが、ところが、ブロードバンドには入っていけないんです、セキュリティーの問題があるからといって。だから、インターネットやって、みんな、市のせっかくのITどうやって使って、電子申請も含めてなんですけれども、やるかみんなで勉強しようかなと思っても、そんな環境って笠間市の中にはないんです。そういう環境整備だって必要だと思うんです。そういう観点で次期計画には求められるだろうと思うんです。

それと、もう一つは、大きく電子自治体化、IT化っていったときに、道路とか、いろいろな建設物と同じように、私は、公共事業という視点だってあると思うんです。そういう意味で言うと、本当は、このIT政策を通じて、地元の雇用創出だとか、地元企業の育成というのにつながっていかなくちゃいけないと思うんですが、そういうものも今の計画の中にはやっぱり入っていないんです。そういう視点だって、私は、入れていくべきだろうと思います。

それと、経費削減については、比較して割安だっていうふうに言われたんですけども、実は前回の質問の中で、情報系システムについては、これもちょっとおかしいんですけども、ネットワークをつくった日立情報制御ソリューションというのが58%、そのほかに、TKCとか日興通信とかっていろいろな企業が入って発注しているんですけども、基幹系については茨城計算センター、全部1社なんです。これおかしいんじゃないかというふうに言ったんですが、そのときに、システムの組みかえ、データの組みかえに膨大な費用がかかるから、それを費用がかかり過ぎてできないんだというふうに言われたんですけども、これ、私、やっぱり中身よくわからなかったんです。ところが、よくよく調べてみますと、これはシステム系1社になっちゃっている原因というのは、いわゆるオープンシステムになっていないんじゃないかというのが一つと、もう一つは、システム間のインターフェースです。このインターフェースの開示を茨城計算センターに求めていないから、結局ほかの会社が参入できないんじゃないかなと思うんです。そういう意味で言うと、比較して割安だって出たというふうに言われているんですが、もっと経費節減できるし、競争原理を基幹系システムに入れないと、これやっぱり経費節減につながっていないんじゃないのかなというふうに思うんですが、この経費節減の内容については、もう少しきちんとして説明をいただきたいなというふうに思います。

それから、時間なくなっちゃうんで急ぎたいんですが、協働のまちづくりの課題についてですけども、よくわかりません。その市民憲章というのは心のよりどころで、自治

基本条例というのは自治のルールづくりだといわれるわけです。よくわからないんですけども、市民憲章というのは、いわゆる目標で、自治基本条例というのは、その手段だというふうに理解していいのかがどうかです。きちんとわかるように、これ説明していただかないと、何で自治基本条例が必要だというふうに執行部が言うのかっていうのは、市民の皆さんに私は伝わっていないんだろうな、伝わらないんじゃないかなというふうに思います。それが一つです。

もう一つは、協働のまちづくりっていう認識がちゃんと深まったのかどうかということなんですが、これPRも一生懸命やっているというふうにおっしゃっているんですけども、私は、そういうふうには思いません。例えば社協で、独居老人、独居高齢者のところに配食をしているボランティア活動があるんですけども、実は、これ、旧笠間エリアの中で市民の方たちがそういうボランティア活動をやって、業者に頼むんじゃなくて市民の手づくりのお弁当を届けようじゃないかって活動が始まったんです。ところが、この活動をやったら、大量調理をする場所がない、場所がないから公民館の調理室を使おうということになって、公民館の調理室を使うようになったんです。公民館の調理室というのは、いわゆる生涯学習のための調理室ですから、大きな冷蔵庫もないし、大量の大きいガスコンロもないんです。そういうものをつくってほしいとか、大型冷蔵庫を置かせてほしいというと、そこに職員とぶつかりが生じるんです。いわゆるそういうための施設じゃないんだからそんなことできないと、そういうボランティアのわがままなんか聞いてもらえないというふうに言われるわけです。それは当然だと思うんです。そこにいる職員は生涯学習施設として管理をするわけですから、そういうふうにするのは当然だと思うんです。ところが、そういうところでぶつかりが生じているし、問題が生じているわけです。そういう具体的な問題について協働っていう視点を持ってやっぱり考えていこうよという、実践的な課題に対して提起をしていかないと、私は、やっぱり協働というのは浸透していかないとと思うんです。

そういう意味で言うと、この独居老人の配食の問題だって、本来であれば、配食活動をやっているところにお金、高齢福祉課から出ていますけれども、これも高齢福祉課として、ひとり暮らしの老人に毎日配食できる、そういう事業を起こしていきましょうと。そういう事業を起こすときに、配食をやっているボランティアの人たちと、どうやったら起こせるかと。ボランティアでできない部分があったら、業者も入れて一緒にやろうじゃないか。そこで初めて、市がやろうとしていることと、ボランティア団体、市民活動団体がやろうとしていることが、同じ事業の中で一致していくわけじゃないですか。私は、それが協働だろうと思うんです。そういうことをもっと行政側から、もっと企画を出してほしいと思うんです。それが、市民に提案してくださいって、言い方悪いですけども、市民の方に丸投げされちゃっているから、そうじゃないだろうと。今ある事業の中で、こういうことでやっていこうということを市民活動団体に呼びかけていく、そういう姿勢の方が、もっ

と行政に求められているんじゃないのっていうのが私の意見なんです。そこがやっぱり足りないような気がするんですけども、それに対する見解と、そういうことをやるためには、やっぱり方向性だけで具体的になっていないと、私、言いましたけれども、まちづくり活動センター、これを一日も早く具体化していただきたいのと、市民の行政の間に立つ、いわゆる中間組織の立ち上げです。これを急いでほしいと思うんです。地域ポイント制度よりも、むしろ、このことの方が急がれるんじゃないでしょうか。今活動している方々の気持ちとか活動をもっと大事にするような、そんな提起をぜひしていただきたいなと思います。

それと、市民憲章の中身なんですけれども、この市民憲章の中には「私たちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流に努め、住みよい 訪れてよい 笠間を目指します」って前文に書かれているんです。この市民相互の交流って何なのって説明見ると、市民間の交流だって書いてあるんです。でも、協働の指針の中で、今笠間市がもう一步レベルアップしていくには、行政と市民の協働が必要ですっていうことで提起されているわけじゃないですか。そうすると、市民憲章の中だって、もう少し、そういう協働という概念についてどうなのっていう議論があっても当然だと思うんです。これは、そういうアプローチっていうのは行政の方から問題提起を推進協議会の中にしないのかなっていうふうに思うんです。その辺の意味で、ちょっと関係をどうなのっていうふうにお聞きしたんで、もう少し説明をしていただきたいなと思います。

それから、自治基本条例については、これから組織をつくって議論していくと、議会にも意見を聞くよというふうに言っていたんで、それで構わない、それで結構なんですけれども、ただ私が気になっているのは、いわゆる自治基本条例といった場合、基本的な自治体の憲法という言い方されていますよね。条例の中の最高条例として、その条例を位置づける。そういう意味での自治基本条例にしている自治体と、それから、そこまでいなくて、いわゆる自治体と市民との関係を整理して行って、協働という視点でどういうまちづくりをしていくのかというのを条例として定めている。言い方ですると、市民参加条例というんでしょうか。笠間の言い方ですれば、協働のまちづくり推進条例とでも言うのかなと思いますけれども、そういう条例、どちらにするのかなって私わからないんです。これどちらにするのかっていうの、ちょっと、どちらの方向に向いているのかっていうのはお聞かせをいただきたいと思うんです。だから、もっと自治基本条例とは何ぞやということ、きちんと市民に対してもっと提起して一緒に議論していかないと、これも議論はやっぱり起こっていかないんじゃないかなというふうに思います。

それと、地域ポイント制度については、私は、答弁の中でわからなかったのは、高齢者のエネルギーをどう生かすかというのが、何で地域ポイント制度につながるのかがわかりません。皆さん、わかったのかどうかわかりませんが、これよくわかりません。私は、この日程がどういうふうになっているのか、これからの工程がどうなっているのか

わかりませんが、いただいたスケジュールを見ると、社会実験終了後に検証、制度設計をして、2カ月後には使用決定システム設計に入っていくということだから、社会実験やったら、そのままシステム導入していきますよというふうに日程は組まれているんです。前段の議論も余りなかったっておっしゃるわけじゃないですか。結局、導入されていくということで話が進んでいるんです。それで本当にいいのかなというふうに思うんです。

それと、もう一つ、ICカードシステムの発注についても、これも簡易なシステムでというふうにおっしゃっているんですけども、この簡易なシステムつくるのも、やっぱり協働の精神で、やっぱり地元の企業の皆さんとかITの知識を持っている方々と一緒につくるっていう、そういう発想というのは、この中にも入っていないんです。そういう意味で、もう少し地域ポイント制度については、実際に、実験から本格実施に移るまでの過程の中に、もっとやるべきことがあると思うんですけども、その辺についてどうなのかというのをご答弁お願いします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほど経費の面から割安になっていると、私、お答え申し上げました。ただ、その中で、戸籍業務とか、ある一定の業務については割高になっているものもございます。そういうこともありまして、今クラウドの推進協議会、そちらに参加をして、今後の経費削減に向けての今取り組みをしているところでございます。

まず、情報化政策の中で、さきの公室長に質問したときの政策については、難しい面があるというようなことで、業務全体の適正化について必要ではないかと、どう取り組むのかというようなご質問でございまして、情報化政策を進めていく上では、業務全般の最適化を図るために、さらなる業務の効率化や必要に応じた業務手順の刷新が必要と考えてございます。新しい計画を策定するに当たっては、行政経営という視点での業務全般の事務改善、いわゆる最適化を盛り込んでいきたいと考えております。

続きまして、情報基盤整備、100%光ケーブルで整備が進んだと、その中で、市民の満足度というか、そういうものをどういうふうに高めていくんだというようなご質問でございまして、市民が手軽にそれを利用することができない現状というのがございまして、議員ご指摘のように、市民の実感度調査で31.85%ということになってございます。そういうことで、情報リテラシーの向上というのは今後の課題と認識をしております。特に、高齢者等の情報化サービスを受容できにくい人への対応等が重要と考えております。新しい計画を策定するに当たっては、庁内にワーキンググループを設置し、市民生活部門、福祉部門、教育部門など、さまざまな部門の意見を取り入れながら、市民情報リテラシーの向上について検討していきたいと考えております。議員ご指摘のように、中身、質の高い内容で対応していくことを検討してまいりたいと考えております。

それから、地元企業の育成という面で、公共事業的側面があるのではないかというようなことですが、情報化システムにつきましては、分割可能な範囲で競争入札を行っておりますけれども、基幹系システムにつきましては、現在63業務を茨城計算センターから導入されております。各業務の連携と独自仕様のため、競争入札は困難な状況となっております。将来的には、標準的な仕様書を導入し、よりオープンな調達を行い、地域企業の参入機会を拡大して、地域雇用の拡大につなげる必要があると考えております。

なお、現在参加しております茨城クラウド推進事業では、現在、茨城県標準仕様書の作成に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、経費削減の方向性ということで、茨城計算センターとの契約の内容でございますけれども、どのように削減ができるのかと。先ほど申し上げました茨城県標準仕様書の作成というのも一つかと思っております。オープンソース化をしてインターフェースの開示をすれば、他の業者も参入できるのではないかというような内容かと思っております。これについても、今後、標準仕様書の策定が行われれば、そういうことも競争の原理が働くのではないかと考えてございます。

それから、また、この推進事業の中では、協働アウトソーシングによる経費削減も目指してまいりたいと考えております。

それから、先ほどの公的認証の899件の関係でございまして、金額的には、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、自治基本条例に対するご質問でございますが、必要性につきましては、先ほども答弁を申し上げましたけれども、地方分権から地域主権となり、みずからの地域のことはみずからの意思で決定して、その責任をみずから持つという、自己決定、自己責任の時代を迎えていると。そういう中で、この基本となる条例を整備するということでございます。この条例の制定に当たっては、先ほども答弁申し上げましたけれども、市民の皆さんとの十分な協議を経て策定をしてみまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 石松議員の再度の質問にお答えします。

まず、協働のまちづくりについては、PR不足、特に職員の意識が不足しているのではないか、それから、市民活動センターの設立、中間組織、それから、市民憲章推進協議会への働きかけということで、四つほどいただいたかと思うんですが、冒頭に石松議員おっしゃるように、この協働のまちづくりの中でも、市民と行政の役割、責任については明記しております。職員についても、市民が協働で十分働けるような、活動できるような環境づくりと情報を与え、情報共有することに努めるということになっておりまして、まだ行き届かない点がありますので、今後十分、意識改革に努めたいと思います。

それから、市民活動センターについては、以前から石松議員ご指摘ではあります、正

直なところ、遅々として進んでおりません。また、中間組織、NPO法人ということになるんでしょうけれども、これらについても、あわせて検討することになりますので、そちらも検討していない状況でございます。

それから、市民憲章推進協議会については、今後、最終的に運営組織として産学官民連帯推進協議会を想定していますので、この市民協議会の構成メンバーの中には、それを十分満たす組織となっておりますので、これらをベースに考えていきたいと思っておりますので、その辺の働きかけも今後努めてまいりたいと思っております。

それから、ポイント制度についてでございますが、現在のところ、12月まで社会実験を行いまして、その後、検討委員会を設立して検証し、できれば25年度に開催したいということで、少し忙しい日程にはなるんですが。それと、カード導入について、これも協働でできないのかということではありますが、現段階では、かなり専門性が高い、技術的に高いものと判断しておりますので、基本的に、現段階では協働は難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 時間がないんで急がせていただきたいんですけども、一つ、次期情報化基本計画の問題なんですけど、例えば後期基本計画、総合計画ができ上がりました。その総合計画の行政運営の項のところを見ますと、行政マネジメントシステムの確立というのがあって、組織の機構の適正化があって、職員の意識改革があって、行政の効率化があって、電子自治体の推進って並んでいるんです。総合計画はそれでいいんでしょうけれども、情報化基本計画の場合は電子自治体というのが大目標になって、その大目標の中に、ぜひ行政マネジメントのシステムの確立があり、組織機構の適正化があり、職員の意識改革があり、行政事務の効率化があり、そういう構成に私はすべきだろうと、簡単に言うと、そういうふうに申し上げているんです。今までの計画って横並びの中の一つだったんです。そうじゃなくて、全部を網羅した基本計画として基本案を提示していただけるのかどうかというのは、ちょっときちんと教えてください。

それから、情報リテラシーの向上なんですけれども、これも質を上げるとかって言っているんじゃないです。今必要なのは、市民がスマートフォンだとかタブレットとかパソコンとか使って、どう市の持っている情報を共有化して、その情報をどう生活の中で活用するのかというのが問われているのから、質の向上じゃなくて、PRする中身、それから、パソコン教室でやる中身が、それに合った中身にしていけばいいんじゃないかっていうことを言っているんで、そこもちょっときちんと確認をさせてください。

それと、基幹系システムの中に競争がやっぱり入れられないというのは、これ、私、納得できないんです。この困難性というのは一体何なんですか。要するに茨城計算センターが、システムソース、オープンソースを開示しないからなんじゃないですか。家とか設計

した場合に、家を建てた場合に、設計図って完成した後もらうんです。その設計図をもらえば、別に後から電気を直そうとか配管を直そうとかって思っても、別に建ててもらった業者じゃなくても地元の業者に頼んで配管も直してもらえし、ガスも直してもらえわけじゃないですか。そこで建ててもらった業者の独占状態というのは解消されるわけでしょう。それがされていないんじゃないですか。茨城計算センターがシステムソース全部持ちあって開示しないから、ほかの業者が入れない状態になっているんでしょう。そこを、今度リース契約を更新するときに、利用権だけじゃなくてオープンソースの中身の開示をするということも含めて契約さえすれば、これはできるはずなんです。そういうことをきちんとやっていないから、競争原理が働いていないんじゃないですか。そこをちゃんとやってくださいということを私は申し上げているわけであって、そこに対してきちんと答弁をいただきたいということです。

それから、基本条例の問題なんですけれども、これも市民の皆さんと協議をしていきたいというふうに言われたんですが、ここが問題なんです。市民の皆さんと何を協議するんですかって言っているんです。さっきも言ったんですけれども、まちづくり条例的なものと基本条例的なものと二つの性質のものがあるって言ったじゃないですか。自治基本条例で、いわゆる自治体の憲法として位置づけるということについては議論があるんです。複数信託論でいいのか。要するに同じ条例なのに、条例の中に最高条例というのを決めちゃって、ほかの条例を縛るっていうのは憲法違反じゃないかっていう議論もないわけじゃないです。そういうことで自治基本条例ができなくなったという自治体もあります。鎌倉市なんかそうなんですけれども、そういう議論というのをきちんと提起すべきじゃないんですか。そこを提起しないで、皆さんと協議をしていきたいと言われるから、私はわからないと言っているんです。自治基本条例といのは何ぞやということも、きちんと市民に提起をして議論をしていくということじゃない。議会で議論が起こらないのも、そういうことなんです。自治基本条例というイメージはあるけれども、中身何なの、市が進めようとしているのは何なのっていうのは見えない。そこを見えるようにぜひして、これから進めていただきたいということです。

それと、市民の協働の問題ですけれども、市民が活動できる環境づくりと情報を与えるというふうにおっしゃったんですけれども、その姿勢が問題だと私は言っているわけです。違うでしょうって、これも市民に丸投げなんです。市民に丸投げじゃなくて、今ある事業があるでしょうと。今ある事業の中を、何で協働、市民活動団体と一緒に協働でやろうという事業を行政側から提案してくれないんですかっていうふうに言っているわけです。私は、さっき、ひとり暮らしの高齢者家庭の配食の問題言いました。きのう議論になっていた自警団の問題とか防犯ボランティアと防災ボランティアの問題なんかも、事業として、市民としてどうやっていくのかって提起されれば解決していく問題なんです。その根本的な事業として、どういう事業をやるのかって議論なくして、援助金とか支援とか、それ

から、市民から提案してください。これ無責任じゃないんですか。行政側の協働事業、こういうことやりたいっていう事業提案というのをやっぱりすべきだと思うし、それができないのは何でかっていうと、行政と市民の間をつなぐ中間組織がないし、まちづくり活動センターがないからじゃないですか。よその自治体、全部あるんです。そこで、市民活動団体と行政やっていることつないでいって、協働事業というのが提案されていって、具体的に回り始めているんです。そういう実践があるから、自治基本条例つくろうという機運も高まっているわけです。そういう実践しないで、理念だけの議論するっていうのは、私はおかしいと思います。そういう実践、ぜひ、つくる環境をつくってください。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 最後のご質問にお答え申し上げます。

最適化、総合計画の中での情報計画等の横並びというか、そういうことについてのご質問でございますけれども、情報化基本計画を策定するに当たっては、先ほど答弁も申し上げましたけれども、業務全般にわたる内容についても見直しまして、その中の効率性を含めた検討をしていきたいというふうに考えております。要するに、受付を何度も、そういうことを回避しないで、ある程度省略化できるような、そういうものも当然検討していく内容かなと思っております。そういうものを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、情報リテラシーの向上の中で質の問題というようなことがございました。当然コミュニケーション、通信情報、情報通信活力、能力とか、そういう今の時代に合ったようなものの対応は必要かと考えております。そういう面での検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、茨城計算センターの関係でございますけれども、現在、各業務について、先ほど申し上げましたけれども、各業務が連携され、独自の仕様のためになかなか分割することが難しい状況になっておりますけれども、現在、茨城クラウド推進事業の中で、先ほど申し上げましたけれども、標準仕様書の作成、そういうことも向けております。そういうふうになれば、ある程度オープンソース化して、先ほど議員ご指摘のような使用权リースということではなくて、インターフェースの開示をしながら、そういうものについて参入が可能になってくるのではないかと考えております。

著作権等については、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

それから、自治基本条例についてのことでございますが、いろいろな条例、他の市町村でも、先ほど議員ご指摘のようなことで、いろいろな課題がございます。そういう課題を当然課題として提示をして議論をしていただくというようなことになるかと思っております。本当に、住民投票の問題とか、いろいろなことで、政党等の中でもいろいろな意見もあるし、策定に当たる市民会議のメンバー、そういうものも偏らないと。偏った内容になって

くると、非常に偏った条例等もできてきますので、基本的には、笠間市としては自治基本条例を基本として検討してまいりたいというふうに考えております。課題を整理しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 石松議員、再々度の質問にお答えします。

最終的に、施設を含めて、まだまだ課題を指摘されました。内部で十分検討していきながら進めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石松議員から答弁は求められておりませんが、私の考えを申し上げたいと思います。

石松議員と若干その考え方の違いもあるかと思いますが、まず、自治基本条例についてでございますが、もっと深めた議論をするということは、私も、そのとおりだと思っております。自治基本条例を制定するという考え方で、今後、進めてまいりたいと思っております。ただ、この自治基本条例の位置づけ、これが、いわゆる笠間市の最高規範として掲げることになるのかなと、いろいろ議論を踏まえての話ですが、そうなりますと、条例化した最高規範になるわけなんで、例えば今の市民憲章なんかは条例化されておられません。それと、既存の条例もございます。こういうものとのいわゆる整合性、こういうものをどうしていくのかとか、そういういろいろ議論をしていかなければならない点がございます。そういう意味では、原点に戻りますと、なぜ自治基本条例が必要なのかということの認識です。この辺を我々職員も、また市民も関心を寄せてもらう必要性はあるんじゃないかなと思っております。私は、ある程度といいますか多少時間をかけても、やっぱり議論を深めていくということは大変重要だと思っております。ややもすると、役所が一方的につくって、それをつくりましたといっても、市民の人は何をつくったかわからないというようなところがえてしてありますので、そういうことをしっかり議論をしていきたいと思ますし、自治基本条例は、以前から皆さんおっしゃっているように、やっぱり市民と議会と行政、こういう部分のいわゆる役割と責務、そういうものをまちづくりの今後していく中の基本的なルールをしっかり位置づけをしていくことが必要ではないかなと思っております。

それと、いわゆる市民活動センター、いろいろソフト面での取り組みとあわせて、いわゆる活動の拠点となる市民活動センターが必要ではないかというようなことでございます。これらについては、前期の総合計画の中にも位置づけをさせてもらいましたが、設置には至っていないという現状でございます。後期の5年間の総合計画の中に、改めて位置づけをさせていただいたところでございます。ただ過去に市民活動センターについては、既存

施設の利用を図っていこうということで、民間の施設の利用を検討した時期がございましたが、なかなか施設の使い勝手等が悪いということで設置には至りませんでした。新しい施設として整備していくのか、それとも、やっぱり民間の施設なんかを活用していくのか含めて、そういうハード面の整備も必要だと考えておりますので、進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、市民のポイント制度の件でございますが、高齢者のみを対象にしているものではもちろんございません。もちろん、ただ団塊の世代の地域への参加、そういうものも当然主たるものとして考えておりますし、ポイントを付与することによっての、いわゆるちょっと後ろから背中を押しての誘導策の一つとして、市の行政といいますか、市民活動といいますか、そういうものを押し上げていこうという考え方で進めているところでございます。これも新しいシステムでございますので、スタートするまでに、いろいろ課題も、まだ、これから浮き彫りになる点もあろうかと思っておりますので、その辺をしっかりと見直しもしながら進めてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時20分より再開いたします。

午前11時06分休憩

午前11時19分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番橋本良一君が所用のため退席いたしました。

次に、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

○15番（萩原瑞子君） 15番政研会の萩原瑞子でございます。通告に従いまして、3項目にわたり一般質問をいたします。

一つ目といたしましては、観光名刺と。

○議長（柴沼 広君） 萩原議員、マイク、ずっと下げて。

○15番（萩原瑞子君） はい。失礼しました。

観光名刺と観光年賀状についてお伺いをいたします。

過日、議会事務局から笠間市の観光をPRする写真入り名刺の注文の申し込み依頼があり、私も早速つくっていただきました。今回の名刺作成の趣旨と目的、利用状況及びほかに独自性を生かした名刺の作成をされたのかお伺いをいたします。

次に、二つ目です。エコフロンティアかさま内の教育施設の利活用についてお伺いをいたします。

エコフロンティアの運営は茨城県環境保全事業団ではありますが、笠間市内にあり、旧

笠間市のごみを処理するところとしても建設されました。事業団には、当初から笠間市職員が出向しております。施設内には教育施設が併設されておりますので、その利用状況、また、笠間市内の小中学生の利活用状況と成果をお伺いいたします。

3項目めです。がん対策についてお伺いをいたします。

笠間市の今年度の重点施策の3本柱の一つは、健康都市づくりであります。笠間市健康づくり計画が策定され、今後10年間、笠間市民は、だれもが健康で元気に生活できるよう、計画書に基づき取り組みが行われてまいります。市長は今年度の施政方針の中で、健康都市を目指し、人の健康づくりと健康的な生活を支える都市健康づくりを進めるための健康都市づくり運動を行っていくと表明をいたしました。笠間市にとって大変な重要な施策であると思います。健康で生涯を過ごせることをだれもが望んでいるにも関わらず、罹患者は多く、中でも、がんにかかる率はふえ続け、日本人の死因の第1位はがんによるものです。3人に1人が、がんで亡くなっている状況です。高齢化がますます進行することにより、がんの罹患は増加し、国民病といっても過言ではないかもしれません。今日がん対策は、市民の命、健康にとって重大な課題であると思います。それには、予防、早期発見のできる検診が必要と思いますので、2点についてお伺いをいたします。笠間市の現在行われている検診の内容は十分と思われるか。また、受診率の状況をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 15番萩原議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、名刺につきましては、現在まで、原則、個人負担により作成をしている現状でございます。今回、個人作成とは別に、市の認知度の向上やイメージアップを図ることを目的に、市内の観光資源や特産品、年間イベントに関する情報を盛り込み、積極的に市内外に笠間の魅力を発信するPRツールの一つとして作成し、約半数の職員が活用しているところでございます。

ほかに独自性を生かした名刺の作成についてでございますが、昨年度までは、各課において独自の名刺を個人負担により作成していた状況でございます。参考までに、作成職員数は345名でございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 15番萩原議員の質問にお答えいたします。

萩原議員のご指摘のとおり、エコフロンティアかさまには、廃棄物を通して広く環境全般について学べる環境学習施設が併設されております。ご質問の施設利用状況ですが、エコフロンティアかさま開設以来7年間で、1,265団体、延べ1万5,809人の方が利用してお

ります。

次に、笠間市内の小中学校の利活用状況と成果を伺うということでございますが、小中学校からの施設見学につきましては、総合学習や社会科見学などの目的で市内外を含め7年間で90団体、延べ3,151人が利用しており、うち、市内利用は60団体、2,237人となっております。

なお、成果につきましては、見学後に送られてきました感想文やアンケートなどを見ますと、大変ためになった、廃棄物についての知識が深められたなどの意見をいただいております。一定の成果は得ているものと思っております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 15番萩原議員のがん対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、検診の内容は十分といえるかについてであります。まず、市のがん検診は、茨城県がん検診実施指針に基づき実施しているところであります。この指針は、市町村が行うがん検診の制度を一定以上に保ち、有効性が科学的に証明されたがん検診を的確に実施するため、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんという五つのがん検診について、対象年齢、受診間隔、検診項目、精度管理等に関する指針として示しているところであります。笠間市としては、検診結果が要精密検査となった方へ訪問指導等により適切な医療機関での早期受診を勧奨し、精密検査実施後の確定診断の検査結果等の記録を整備しております。

なお、確定診断により要医療となられた方のその後につきましては、医療機関にゆだねる形となっております。

また、検査項目としては、県が推進している五つのがん検診に加え、笠間市独自に前立腺がん検診も行っており、さらに、肝臓がんの原因の一つとされている肝炎ウイルス検査を実施しているなど、充足しているものと認識しております。

次に、受診率の状況についてですが、胃がん、肺がん、大腸がん検診は、40歳以上の国勢調査人口から40歳以上の社会保険加入者と職域分を差し引いた人口、乳がん検診は、この人口のうち女性であります。子宮がん検診は、同様に20歳以上の女性を対象に検診を受診した方の割合を受診率としております。

過去の受診率の実績につきましては、五つのがん検診の平均値で申し上げますと、平成20年度が15.9%、平成21年度が16.8%、平成22年度が17.1%、平成23年度が18.7%と、がん検診推進事業などの取り組みにより、徐々にではありますが、向上しているところであります。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 観光名刺につきましては、職員の半数の方がお使いになっているということですが、観光名刺なんですよね。市という行政の中では、市の職員の方たちは直接市民にかかわりのあるお仕事をされている方が多いのではないかと考えておりますけれども、笠間市は「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」の観光をPRすることは、名刺の有効活用であると考えております。過日、ある会合で名刺交換をいたしましたところ、写真を見て笠間に興味を持たれましたので、写真の一つ一つを私も説明をいたしました。笠間の観光案内をし、ぜひご来訪をお待ちしておりますということで、相手の方とも親しくお話することができました。写真の効果というものは、やはりすごいものがあるということに改めて認識したところであります。この名刺の交換が観光の活性化につながることを期待したいところであります。

また、名刺というのは、ビジネスシーンでは当たり前のように使われておりますけれども、だからこそ、何のために使うのか、正確に、わかりやすく、どれだけ相手に伝えるかということができかが名刺の大きな役割であると考えております。たかが名刺、されど名刺であると思います。観光名刺ができ上がり、これより仕事がしやすくなった職員もいらっしゃるでしょう。係によっては、笠間市民とのかかわりが深く、係の仕事を一目で理解でき、市民とのコミュニケーションがとれ、市役所のインパクトを与えることもできるような、各課においての特色ある名刺の作成も必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、観光年賀状についてですけれども、市長は今年度の施政方針の中で、観光PRにつきましては、公益的なPR活動を展開し、効果のあるPR活動を実施していくと表明をいたしました。その一つは、今回の観光名刺であるかと思っております。名刺に加えて観光年賀状を作成し、市民を挙げて観光に取り組んでみてはいかがでしょうか。年賀状投函のピークは2006年で、そのころから携帯電話の普及によって少なくなっているようですけれども、昨年は、日本全国では39億枚の売り上げがあったそうです。平均しますと、事業所等では177通、会社員においては51通、専業主婦においては48通、平均すると1人当たり60通を年賀状として投函しているそうです。笠間市ではどのくらいかなということで問い合わせましたところ、笠間市では1件平均70通を出しているそうです。この中から市外へ出していることを考えますと、市内世帯数2万8,000件としても相当数になるのではないかと考えております。

また、年賀状についての各企業とかご当地年賀状があるのかということでちょっと調べましたところ、ある企業では、年賀状の表の3分の1に企業名を入れて50円の年賀状を45円で販売しているそうです。この年賀状は、すぐ完売しているとのことでした。そういうことですので、これからの数字を考えまして、笠間市民全員で取り組むという相当数のPRができるのではないかと考えまして、今回の観光名刺と一緒にご当地年賀状を

作成し、観光の活性化に一役買ってみたいとはいかがかと思って提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

次に、エコフロンティアかさまでございますけれども、エコフロンティアかさまにつきましては平成11年から建設の話が始まりました。建設に当たり市民間では賛成反対で一時は混乱をいたしました。笠間市と議会が一体となり、安全を最優先に循環型社会の構築を目指し、子どもたちには自分たちが出すごみを考え環境を学習するための施設を併設することを要望し、全国のモデル施設として建設されました。施設は順調に稼働しており、東日本大震災の瓦れきを受け入れる時も間近ではないかと思っております。ごみの削減、ごみの資源化といわれながら、受け入れ先では一向に減っていないそうです。

ちなみに笠間市のごみ搬入量ですけれども、平成21年においては2万4,070トン、そして、少しでも減っているのかと思いきや、22年には2万4,464トンあるとのことでございます。日本の将来を担う子どもたちに、しっかりと環境を考えていただきたいと思っております。その学習施設が、エコフロンティア内に約1億8,000万円の費用をかけて併設されておるわけです。先ほどご答弁の中で、市内においては2,237人が利用したということですが、この中で、年月です。私が調べたところは、最初のころは、ある程度の方が使用、ある程度の子供たちが使っていたと思うんですけれども、このところずっと、ここを学習の場として利用している数字的なものがすごく低くなっていることを危惧して、今回、一般質問させていただいたんですけれども、そういう点に関しまして、教育委員会の方では、どのようなお考えをお持ちなのか伺いたします。

次に、がん対策についてでございますけれども、検診率というのは、これ調べるのに大変難しいんです。いろいろなところで調べてみたんですけれども、一律に検診率ってというのは、やはり保険の制度が違いますので、見分けていくのが、大変、私、難しいように感じました。しかし、笠間市としては、やはりがん検診に関してのパーセントを出しておりますけれども、日本のパーセンテージ、例えば大腸検査だと24%ということなんです。それに比べて笠間市では15%、やはり日本の平均からすると大変受診者が少ないように思います。また、乳がんに関してもそうです。日本の平均が23%でありまして、この笠間市においては14%ちょっとというところですので、本当に笠間市としては、まだまだ受診率は低いということを危惧しております。

過日、ヘルスリーダーの会の総会がありました。そこへ保健師さんがまいりまして、がんのお話、特に女性特有のがんについて、いかに検診は大切であるかを話されました。そこで、ヘルスリーダーの会会員約170人ががん診を受けに行きませんかのチラシを1人10枚配布し、検診を進めてほしいとの要請がありましたので、これを見て私は、健康増進課が市民の健康のために頑張っているなということを確認いたしました。会員約170名に対して10枚ですから、1,700人の方々に手渡しのできたのではないかと考えております。幾らかでも、それによって受診率がアップすることを期待したいものと思っております。

がん対策は全世界共通のようです。検診の受診率は世界的に見ますと、先進国はすごく多く52%、ヨーロッパにおいては80%というような数字も出ております。やはりその中で、お隣の国、韓国が52%、日本においては23%ですから、本当に、この数字的なものでは低いということがよくわかっております。日本においては、がん対策基本法が施行されており、国を挙げて取り組んでいるわけですけれども、その成果は余り見られていないように思います。住民に直接かかわりある市町村は、がん撲滅を重要課題として取り組むべきと思ひ、がん撲滅についてはどのような対策をとられているのかをお伺いいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

各課に関する独自の名刺の作成ということでございますが、観光名刺を使用することにより、職員各自が笠間に愛着を持ち、ふるさと意識が醸成されることにより、一人一人が笠間をPRする広報マンとしての役割を担い、共通の認識のもとで笠間をPRしていくことが重要と考え、今回の名刺作成になったものでございます。今後も、観光笠間を印象づける一定の情報素材を選定し、作成、活用し、進めてまいりたいと考えております。

なお、独自の名刺につきましては、今までどおり個人作成により進めてまいりたいと考えております。

年賀状を利用した市民全体での笠間のPRにつきましては、観光名刺同様に、市内外へのPR手段として効果的と考えておりますが、社会の情報化の進展に伴い、パソコンや携帯電話からの送信可能な電子年賀状や年賀メールの利用者が増加している状況にありますので、現在のところ年賀状の作成については考えておりません。

しかし、風景や観光資源、イメージキャラクターなどの素材の使用については、関係機関との協議を行うこととなりますが、市民の方にもご利用いただけるよう、市のホームページからデザインのダウンロードが可能な仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 萩原議員の2回目のご質問に私の方からお答えいたします。

エコフロンティアの教育施設の活用ということでございますが、実は小学校4年生で、自分たちのごみがどんなふうを集められて処理をされていくかという学習をしています。これは、子どもたちが学習するのではとっても大事な学習で、例えば市の行政であるとか、そういうところで働く人たちとの触れ合いをして、そして、そういうところで処理をされている。その中にも、当然、資源として残され使われて再利用されているものもあるという、社会全体のつながりとか、そういうものを自分のごみというものを通して学んでいく

ということでとても大事な学習なんです。笠間の場合は、旧笠間地区はエコフロンティアの方に、それから、友部・岩間地区は笠間・水戸センター、あちらの方に行くことになって、ごみが行きますので、当然、子どもたちは、自分たちのごみが最終的にどこに運ばれるか、そこを見学することに見学計画等をしているわけです。ですから、笠間市の4年生でいきますと、例えば少ないといいましたが、287人の昨年は笠間市で見えていきますし、それから、水戸の環境センターの方には470人、岩間・友部の子どもたちが行って学習をしていくということになっています。

今、とても、ごみ処理とか、そういうことは、学校教育の中では大事なことなんです、ただ教育課程の中で、ほかの学年でそこを見学というようなことは、今の教育課程の中では、とても窮屈になっておりまして、授業時数がふえた中でなかなかできにくい。そういうことがほかの地区も含めて全体的に、こういう施設の見学者が減っているというようなことになっている原因だと思っています。

私は、この教育施設というと、どうしても子どもたちを教育するというふうイメージを受け取りますが、市民の方たち、例えば笠間市民の方が何人そういうところに見学をしているかというようなことが、実は、もう少しPRをする必要があるというふう考えています。ご質問いただきましたので、私たちは、子どもたちが総合的な学習というのがあって、自分の計画で笠間市内の施設だとかごみを調べるといった活動があります。そういう中に、そういうところを入れていくとか、それから、PTAに子どもと一緒に見学をしていくとか、そういう形で訴えていきたいというふうには考えております。ただ子どもたちの教育課程の中で、ここをさらなる利用というのは、なかなか難しいということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） 萩原議員の再度の質問にお答えいたします。

がん撲滅の対策を行っているかについてであります、平成19年4月に施行されましたがん対策基本法には、がんの予防、早期発見の推進の中で、国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣病や生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発、知識の普及、その他のがん予防の推進のために必要な施策として、がん検診の受診率の向上などが位置づけられております。

また、今月8日の日に閣議決定されましたけれども、新しく平成24年度から28年度までのがん対策基本計画が閣議決定され、これから、県、市町村の計画の中に位置づけられていくんだろうというふう考えております。

こうした中、笠間市では、がんは市民の死亡原因の2番目である心疾患を大きく引き離し、最も高い死亡率を示していることから、がん対策については重点的に推進すべき重要課題であるという認識のもと、健康づくり計画の中で、健康習慣づくり、運動、休養、心

の健康、喫煙、飲酒、歯の健康、乳幼児の健康、そして、食育の推進という包括的にがんの予防につながる施策を位置づけ、推進しているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、がん検診の受診率向上へ向け、5歳刻みの対象者に無料で検診を行うがん検診クーポン事業について、国の補助制度では、乳がん、子宮がん、大腸がんの検診が対象となっておりますが、これに対しまして、笠間市としては独自に胃がんと肺がん検診を加え、すべてのがん検診を補助の対象としております。

また、議員の質問の中でも述べられましたけれども、食生活推進委員から養成されましたヘルスリーダーが、がん検診の受診勧奨を市内の14小学校区ごとに草の根的に行うなど、検診受診率向上への取り組みを進めております。

さらに、がん予防としての食生活の改善やがんを未然に防ぐ子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨、健康講座や健康教室等でのがんに関する知識の普及、啓発に努めるとともに、早期発見のため、各種がん検診の受診勧奨に努め、保健分野としてがんの撲滅に向け取り組んでいるところでございます。

今後、がん対策を初めとするさまざまな保健予防事業や健康づくり、市民活動への支援、健康情報の提供、あるいは地域活動団体による健康づくり活動を促進することにより、すべての市民がみずからの健康への意識を高める施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それぞれありがとうございました。

観光名刺と年賀状についてなんですけれども、名刺については独自につくって、個人で作成していらっしゃるということですか。個人の経費ということですか。それは、やはりもし子ども課であったら子どもの顔を入れるとか、納税だったら納税の意欲を高めるようになっていう意味合いの名刺と思ってよろしいのでしょうか。（発言する者あり）後でいいです。そういうイメージで、市民の方が、その名刺をいただいたときに、この方はどういう係をしているのか、何をしにいらっしゃったのかというのがわかるような名刺でありますかっていうことをちょっとお伺いします。

それと、年賀状が電子化によって削減されているので、余り利用活用が少ないんじゃないかなというような答弁もちょっと聞こえたんですけれども、39億枚の利用があるそうです。すごい数です、39億。日本人は1億ちょっと、2,000万ぐらいですか。笠間市というのは、やはり観光行政ですから、やはり観光にあらゆるところで力を入れていくということですので、ある企業が自分の企業の名前を入れて45円で売ったら、すぐ完売するというんです。そういうのも、いろいろなところでやっていますよって言っていますので、やはり観光立国笠間であれば、やはり全国に先駆けて年賀状等も利用して、市民全員で笠間市を盛り上げていくという雰囲気、機運をつくるのも私は一つの方法じゃないかと思っておりますので、その点について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

フロンティアかさま内の教育施設なんですけれども、すごいです。やはりあの施設というのは、230億円ぐらいでしたか、総事業費250億円ぐらいだったと思いますけれども、それを建てまして、その中に、やはりこれからのためにも、環境、ごみということで、本当に、先ほど言いましたけれども、市と議会が、そういう施設をつくってほしいということを経営で建設された施設なんです。教育長さんもお住まいの笠間ですから、あの当時のことをやはり思い出していただければわかると思うんですけれども、その施設を今のままにしておいては、私は宝の持ちぐされだろうと思うんです。

私も調べましたところ、4年生がやはり社会科の中でごみを取り上げて環境というものを勉強しているということがわかりました。笠間地区の小学生はあそこを利用し、学校によっては、本当に、あそこを頻繁に利用して、笠間市の環境フォーラムのときなんかにも、そういったもので発表等をしてくれた学校もありました。この友部・岩間に関しましては、自分たちの捨てたごみが笠間・水戸センターに行っていて、そこを視察しているから、それでいいんじゃないかというお話ですけれども、それはちょっとおかしいと思います。だって、あそこへ行けば、あそこへ行ってごみが分別されて、それで、資源にされたり、そこで焼却されたりというのを見てくると思うんです。だけれども、その一歩上を、子どもたち、笠間地区の中にあるわけですから、そういった学習施設が、やはりそこを利用しない手はないと思うんです。せっかく友部・岩間、環境センターに行くんならば、その足をエコフロンティアかさまの教育施設に向けていただきたいというのが私の気持ちなんですけれども。

学務課の課長さんなり次長さんは、教育委員会の次長さんは、あそこをごらんになって、どう思ったかなというのも私は一つの考えなんですけれども、やはりあそこは一度やはり大人も、先ほど教育長さんがおっしゃいましたけれども、一度やはり私は見るべきものだと思うんです。それによって、これから日本を担う子どもたちが、真剣に、あそこで考えてもらえるところであるということ、私、思っておりますし、また、本当に、あれが宝の持ちぐされになっては意味合いがないと思うんです。あのときの騒ぎは何だったろうということにもなりますので、ぜひあそこの施設を継続的に使って、笠間市には、こういうことがあって、こういうをつくったんだということも、やはり子どもたちには知ってもらいたいなと思っております。今後、教育委員会としては、同じ4年生、水戸・友部環境センターに行く足をフロンティアの教育施設に向けていただけるかどうかということでご答弁をお願いしたいと思います。

がん対策につきましては、大体、重要課題として、いろいろと取り入れていらっしゃるというお話がよくわかりました。特にクーポン券などを配布して、その年代、年代によっても、受診を促しております。健康診査においては、対象地域以外の検診日でも受診でき、予約を必要とせず、とても受けやすい体制になっていると思っております。しかし、依然として、その検診率というのが低迷しております。命と健康を守るためには、多岐にわた

る分野において取り組みを総合的かつ計画的に実施していくことが大切ではないかと思っております。そこで、今年度から名称をかえて活動をしておりますヘルスリーダーの会の皆さんの食の分野でのより一層のご協力をお願いしていくことも必要ではないかと思っております。

また、ある自治体では、健康づくり事業として、ポイント制度を取り入れて、検診、健康診査、健康講座にポイントが加算され、ポイントを多く獲得した人には商品券等を渡すという取り組みをしているところもあります。それにより、市民の意識の向上に努め、ひいては予防の効果を期待しているというところもあります。笠間市は、かぼかの名称でポイント制度の社会実験をしているところです、笠間市も健康の分野にポイント制度を取り入れ、検診、健康診査の受診率アップにつなげてみてはどうでしょうか。

質問といたしまして、ヘルスリーダーの会のもっと幅の広い協力をお願いすること、そして、ポイント制度の導入、そして、受診率の目標数値を市民に広く周知し、目標達成に市を挙げて取り組む必要について、四つの項目についてご答弁をお願いいたします。

やはりがん対策については、多岐の方法によって、予防、検診を積極的に推進していく必要があると思っております。市民のがん罹患者が少しでも少なくなるようお願いをいたしまして、私の最後の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、名刺、独自の名刺のことですが、これについては個人が作成している名刺でございまして、一般的に、課名、所属箇所、役職等が入っている名刺、あるいは両面刷りでなっている名刺等もあるかと思えます。

それから、年賀状のことですが、年賀状につきましても、先ほども答弁を申し上げましたけれども、これについて郵政省の方で年賀状のサービス等も行っておりますが、それを見ますと、このサービスは、印刷、両面刷りとか片面刷りとか、そういうものがありますけれども、それについては、例えば100枚当たりフルカラーでやると印刷料だけで1万円、そのほかにはがき代がかかるというようなことで、先ほど恐らく申されたのは、年賀はがきの官製じゃなくて、普通のはがきに台紙に印刷したものではないかなというふうに考えております。そういう中で、このサービスもありますけれども、非常に、こういうものを使うと高目になってしまうということもあるかと思えます。

それから、私どもで考えているのは、郵政省の中でもはがきのデザインをダウンロードさせる無料のものもあります。それと同じようなことで、笠間市のホームページに画像等を入れて、それを使っただけでできないかということで今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 萩原議員の3度目のご質問にお答えいたします。

先ほど次長と課長が施設を見てきたかということですが、見てきて大変すばらしい施設であるという感想をいただいております。ただ教育課程の中で、例えば岩間や友部の子どもたちが自分たちのごみはどんなふう処理されていくという、追って行って、そこでの学習が成立するので、最後のところに笠間のところっていうのは、子どもたちの学習としては、ただ見学させるのではなくて、見学計画とか、そういうものをちゃんと子どもたちは学習としてやっているのです、こういう学習の中で、最終処理をするところを別なところへというような教育はちょっと成り立たないということで、それはご理解いただきたいと思えます。

ただ間違いないのは、笠間市の子どもたちは4年生のときに、すべてあそこを見学し、学習をしている。だから、今の中学3年生も、そうやって見学をしています。要するに、きっと友部・岩間の子どもたちも、やっぱり向こうも見学をする施設はありますけれども、それもやはりごみの処理ということについて学んで、その実際を見て育っています。ですから、それがリピーターとしていくか、さらに調べたいとしていく、そういうようなときの学校側の指導として、そちらを向けるということがあります。

それから、あとは、やはり私は学校教育ばかりじゃなくて、親子で見に行ったりするか、それから、市民の方たちが地域を知るという活動だとか、そういう中で取り組んでいくというようなことをしていただくということが、施設をもっと活用できるということになるのではないかとこのように思っています。施設としては、大事なことで、それから、ごみについて、より詳しく知りたいとか、そういうふうな状況のところ、ここをどうぞというような、こんなところがあるよということで、そういうことをつなげていきたいと思っています。笠間市にいる教員も、市全体を夏休み等で見学をさせて、施設を見せているということもございます。その教育課程の中でということと、それから、子どもたちが勉強をするという、そういう中での使い方というのが違う。たかだか一斉にそこでというふうには、教育の中身ではできないということをご理解いただければと思います。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） それでは、再度のご質問にお答えいたします。相対的に、がん検診の受診率の向上に向けての提案と、それから、質問というふうに承りましてお答えしたいと思います。

まず、ヘルスリーダーに対しまして、もっともっと活動の範囲を広げてやっていただくようにという趣旨の質問かと思えます。ヘルスリーダーの方には、健康づくり全般に関しましてのヘルスリーダーとして活動を期待しているところであります。結果的に、それががんの予防にもつながってくるのかなというふうには考えております。ヘルスリーダーの会と、どういったことが直接的にがん検診の向上につながるのか議論をしながら、どういったことができるかということを検討して、できるものを作って、いわゆる行政と、それ

から、リーダーの会と一緒にやっていきたいなというふうに考えております。

それから、ポイント制度につきましては、先ほどの石松議員の議論の中でもありましたけれども、現在、地域ポイント制度、社会実験を行っているところでありますので、独自に健康に特化したポイント制度をつくるというよりは、この中に組み込んで、地域ポイント制度の中でこういった形でできるかということによって現在進めているところでありますので、これについては課題等を整理しながら、ぜひ進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、数値目標の話でございますけれども、笠間市は確かに現時点では低く見えるという部分もありますけれども、今回策定しました健康づくり計画の中では、健康づくり計画策定している経過の中で22年度の数字が17.1%という結果が出ておりましたので、当面は、その数値を20%に引き上げましょうという目標を設定しているところでございますので、ぜひここまで上がるように頑張っていきたいなというふうに考えております。

しかしながら、今回、先ほどもお話ししましたけれども、がん対策基本計画の中で国の施策として5年以内に50%と。この50%は、全分野、それから、全職域等も含めた中での50%ということですので、我々の数値とは若干違うところはございますけれども、5年以内に50%、それから、当面は40%という高い数字が示されておりますので、20%にとらわれなく、それに近づく、それを追い越せるような施策を考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

○議長（柴沼 広君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午後零時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番小園江一三君が所用のため退席いたしました。

だれだっけ、市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 先ほど萩原議員の質問の答弁の中で、私の方で「郵政省」という間違った答弁をしてしまいました。「日本郵便」に訂正願いたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 2番橋本良一君が着席いたしました。

続いて、次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、通告した順に従いまして一般質問を行います。

本市は、東日本大震災から1年が過ぎ、皆様のおかげで災害復旧の目途がどうにかついた感じがいたします。5月の集中豪雨や降ひょう被害に対応する早期の予算措置に感謝す

るものでございます。また、つくば市などの竜巻被害については、心からお見舞いを申し上げます。災害復旧はスピードが大事だと申します。ちなみに、東日本大震災で約20兆円の予算措置がされておりますが、1年がたった3月11日で約7%しか施行されておられません。国の余りにも遅い対応に怒りを感じます。本市も申請して認定されるまでの時間がかかり、かなり影響を受けておると思います。政治主導だと申しますが、政治家の劣化を危惧するのは私ばかりでしょうか。国は、相変わらず決められない政治を行っておりますが、本市の皆様は、スピードがあり、決めたら実行力がありますので、安心しております。

それでは、一般質問をいたします。

- 1、中小企業グループ等災害復旧補助金について。
 - 2、地域グリーンニューディール基金について。
 - 3、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金について。
 - 4、笠間市の給食センターについて。
- 4項目について伺います。

初めに、中小企業グループ等災害復旧補助金について伺います。中小零細企業の復興経費の4分の3が国と県から助成される返済の必要がない制度ですが、本市の具体的な対応を伺います。

次に、地域グリーンニューディール基金について伺います。学校体育館や公民館などの防災拠点等へ太陽光発電装置や蓄電池などを整備する取り組みですが、本市の具体的な対応を伺います。

次に、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金について伺います。茨城県に新規立地する企業に対する土地購入費や建設費の4分の1を国が助成する制度ですが、本市の具体的な対応を伺います。

次に、笠間給食センターについて伺います。本年度、笠間の給食センターは建てかえをいたしますが、給食のスケジュールをお教えてください。また、給食の中止があるようですが、具体的な対応を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。答弁により、2回目の質問をいたします。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

〔副市長兼産業経済部長 田所和弘君登壇〕

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 5番石田議員のご質問にお答えいたします。

中小企業グループ等災害復旧事業につきましては、震災により被災された中小企業の施設、設備の復旧を支援するためのもので、被災地の中小企業者がグループを構成し、当該グループが作成した復興事業計画が地域経済、雇用に重要な役割を果たすものとして県の認定を受けた場合に、グループの共同施設や中小企業者の所有する個々の施設、設備の復旧経費に対し補助されるものでございます。平成23年度には、笠間市と笠間焼協同組合、笠間観光協会、笠間市商工会、稲田石材商工業協同組合と共同で認定申請を2回実施して

おります。その結果、各団体等の協力を得まして、平成23年度末には笠間観光産業復興グループが採択となりました。

本市の具体的な対応といたしましては、9月に申請をいたしました笠間焼観光産業復興グループにつきましては、ホームページ等の広報や事業説明会の実施、申請書の取りまとめなどを行ってございます。また、11月申請の笠間観光産業復興グループにつきましては、同じように広報活動や事業説明会の実施、申請書の取りまとめなどを行ってまいりました。また、平成24年度分につきましては、平成24年1月から、県の説明会の広報、2月には、平成24年度エントリー募集を笠間焼協同組合、笠間観光協会、笠間市商工会、稲田石材商工業協同組合と共同で事業者への周知を行ってまいったところでございます。さらに、3月には、市主催の事業説明会を開催いたしまして、37事業所の参加を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 5番石田議員のご質問にお答えいたします。

学校体育館や公民館などの防災拠点等へ太陽光発電装置や蓄電池などを整備する取り組みについてでございますけれども、茨城県では、公共施設における再生可能エネルギー等導入事業に係る補助を目的とし、平成21年度に造成されました地域グリーンニューディール基金の拡充を図り、市町村が実施する拠点避難所への再生可能エネルギー等導入事業に対する補助を今年度から行っております。市では、この基金を活用し、拠点避難所に太陽光発電装置及び蓄電池設備を整備する全体計画書を茨城県に提出しまして、平成24年度の事業採択を受けまして、本議会上程の補正予算に事業費を計上したところでございます。

平成24年度の整備計画といたしましては、市内の9カ所の拠点避難所のうち、友部中学校と岩間中学校に発電量10キロワットの太陽光発電装置と15キロワットアワーの蓄電池装置の整備を行い、平成25年度以降につきましては、この基金と他の補助制度の活用を図りながら順次整備してまいりたいと考えております。

誤って申し上げましたので、訂正したいと思います。拠点避難所の数を「9カ所」と申し上げましたが「6カ所」でございます。失礼しました。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 5番石田議員の原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金についてのご質問にお答えをいたします。

この補助事業は国の補助制度で、東日本大震災に伴う原子力災害で著しく企業立地の誘引力を減じた地域であって、リーマンショック後の全国平均よりもさらに下回る地域に用地を取得し、1億円以上の固定資産額を投下する工場等の新設または増設を行い、地元が

ら新たに5人以上雇用する事業者に対し、その経費の4分の1を補助するものでございます。この制度により企業の立地を円滑に進め、雇用の維持や創出を目的とするものでございます。

この補助制度は茨城県などが対象地区となり、笠間市内に工場等を新設または増設する事業者についても対象となることから、本市では既に、笠間市ががんばる企業応援連絡会に加盟する企業に対し、電子メール等にて情報提供をしたところでございます。また、市のホームページでも、5月の28日と6月5日の2回掲載し、広く周知を図っているところでございますが、この補助金の公募期間が6月4日から7月25日までと期間の短いことや、資本投資額が多額であることから、市内企業からの問い合わせについては現在のところございません。しかし、この補助制度は、本市にとっても有効な制度でありますので、新規企業の進出や既存企業の事業拡張に結びつけばと期待をしているところでございます。本市といたしましては、この助成制度の活用についてさらなるPRに努め、積極的に企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 5番石田議員の笠間給食センターのご質問にお答えをいたします。

笠間学校給食センターの建てかえでございますけれども、5月30日に入札を執行しており、6月4日に落札業者と工事請負契約の仮契約を締結いたしましたので、本議会においてご議決を賜りたく、追加議案の上程を予定しております。

今後は、本契約締結後、建設工事に着手し、新センターの供用開始は来年4月の新学期からを予定しております。工事着工後についても、隣接する現給食センターで調理業務を継続いたしますので、笠間地区の学校給食は今年12月までは現状どおり提供してまいります。しかしながら、給食センターの敷地が狭あいでありますことから、外構工事につきましては、現在の施設を解体してからでないと工事を実施することができません。そのため、解体工事については、来年1月からの着工を予定しているところでございますが、工事期間中は給食調理業務を行うことができなくなりますので、やむを得ず学校給食を1月から3月まで休止させていただくことといたしました。

給食の休止についてどのように考えているのかというご質問でございますが、給食の休止期間は1月から3月までの実質50日間となりますけれども、笠間地区の児童生徒2,082名の方々については、お弁当の持参をお願いすることになり、保護者の皆様には大変お手数をおかけいたしますけれども、事前の周知を徹底し、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

なお、給食の休止期間中につきましても、牛乳は従前どおり提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 1回目の答弁をいただきました。

中小企業グループ等災害復旧補助金については、大体内容はわかりました。商工会とか、いろいろな部分でやってくれたということでございます。全体的な金額ベースはどのくらいになっているのかと、あと、一応、窓口が、1カ所、2カ所、3カ所、4カ所ぐらい始めあったみたいな形なんですけれども、一応、それぞれに周知をしたということでございますけれども、現実には、わからなかったという方もちょっとおられたので、これからも、そういう制度が継続されるのかどうか、ちょっと、その辺を伺いたいと思います。

あと、地域グリーンニューディール基金、防犯拠点に太陽光と蓄電池をするという、2カ所はことしじゅうにするということで、また、そのグリーンニューディール基金も、これからもずっと継続、ことしは2カ所ということで大体6,000万円くらいでしたっけ、ありますけれども、来年も再来年もということは、要するに、あとの4カ所も継続的に太陽光と蓄電池を整備、一応していくみたいな話なんですけれども、その辺も、ちょっと詳しく伺いたいと思います。

あと、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金については、僕の記憶だと、僕、笠間開発公社の方に理事としていって、去年、ことしと、新たな企業というか、福島からの転入、新たに工場をつくるどころが来たり、あと、そこに入るわけだった人が茨中の旧のところに入るというような話を聞いておりますので、そういう方たちはどういう対応をとられたのか、ちょっと、その辺も伺いたいんですが、よろしくお願いします。

あと、学校給食センターについては、1月から3月まで中止するというので、いろいろな父兄からのご意見がございまして、1週間のうち1日でも2日でもやってくださいという方もおるし、あとは、極端な話、給食費も払えなくて補助しているような生徒も実際いると思うんです。そういう方に対して、お弁当にして持ってこれなかった場合、そういう場合は、要するに教育委員会としてはどういう対応を、学校としてはどういう対応をとるのか、その辺を詳しくお聞かせを伺いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

中小企業等の補助金でございますけれども、当初の予算につきましては、国が50億円、県が25億円の75億円ということございましたけれども、現在のところ正確な数字はつかんでございませんが、もう100億円を超えているというふうな状況で聞いてございます。そんな中で、今、5月に、県全体で要望が多くあるというようなことございましたけれども、市としても、ぜひとも採択をしていただきたいというようなことで5月末に増額を要望しているところでございます。

事業につきましては、補助金につきましては、まだ、これ以上募集はしないというようなことは聞いてございませんので、県を通して国の方に増額要望をいたしまして、それで、追加のものが来た段階で、さらに、手を挙げられなかった方に対して追加の募集で、さらに県につなぎ、国につないで、補助金の方の手続をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 石田議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

この基金でございますけれども、国の第3次補正予算を受けまして、県へ約75億円が交付されたものでございまして、県は既成のグリーンニューディール基金に積み増ししまして、そのうち35億円が均等割と人口割にて笠間市に8,700万円が交付される予定となっております。この補助制度のいつまでかという部分については、来年度と2年で笠間市の分は終了となります。来年度については、笠間小学校と稲田中学校を予定しておりまして、その後につきましては、この基金からは財源を利用できませんので、有利な財源を模索しながら、先ほどの答弁申し上げましたとおり、順次整備を図っていきたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 副市長田所和弘君。

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 申しわけございません。金額についての答弁でございますが、23年度内示額としましては1億8,900万円ということでございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

今回の公募期間以前の笠間市に新設、増設する事業者の扱いということでございますが、今回の公募期間が6月の4日から7月の25日ということで、これ以外の事業者に対しては対象外という扱いと伺っております。

○議長（柴沼 広君） 教育次長埴 栄君。

○教育次長（埴 栄君） 議員ご質問の中にありましたとおり、お弁当を持参することが困難な児童生徒がいるのではないかと懸念しているところでございますが、例えばよその調理場から配食することは、配送や喫食までの時間制限等の問題があるためできませんので、給食を個別に対応することは考えておりません。これは、新しい給食センターを整備するためのやむを得ない措置でありまして、給食休止日数は実質50日間でございますので、何とかお弁当持参についてご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

また、保護者の皆様におかれましては、家庭における食育を見直すきっかけ、機会としてとらえていただき、何とかお弁当を持参させていただけますようお願いしたいと思っております。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

中小企業グループ等というのは大体わかりました。ある程度継続されるのかなというの

が、やっぱりちょっとこの補助金を申請しに役所に来て、ことしの3月かな、そのグループということで、自分で見つけなさいと役所の職員の方にちょっと言われちゃった方がいて、どうしようもないから銀行から借り入れをして直したという方がおりました。何でもちゃんとした対応をとってくれない、要するに、この制度がどういう制度かということが、その職員が多分わからなかったと私は思うんですけども、でも、やっぱりこういう部分で金額がやっぱり大きいでしょう。1億8,000万円とか物すごい金額です、全体的に。まだまだ多分あると思うんですけども、個人にしてみれば、何百万円とか何十万円の金が物すごく生活にかかわるわけですから、その辺のちゃんとした資料また周知をちょっとお願いしておきたいと思います。

地域グリーンニューディール基金については、一応2年で大体打ち切りで、あとは市の持ち出しで6カ所全部つけるという話なので、これは結構でございます。

あと、原子力防災周辺地域産業復興立地補助金、その期間に入っていないから該当しないという、ちょっと僕も、ちょっとがっかりしたんですけども、せっかく笠間市に来てくれて、これに当てはまらなかったというのは、ちょっともったいなかったなというか、新たな企業が来る場合には、しっかりと啓蒙していただきたいと思います。

あと、学校の給食センターは、さっきも言いましたけれども、持ってこられない人はどうするんだという話を私はしているわけです。弁当を持ってこられない人がいた場合にはどうするんですか。配送がだめだからという話で済まず話ではないわけです。現実には、そういう家庭だって実際あると思うんです。そういう場合は、学校としてどういう対応をしていくのかっていうのが一番大事なことで、変な話だけれども、これずっとみんな弁当を食べていて、1人が持ってこられなかった、2人が持ってこられなかった、どうするんですか。それを聞きたいわけです。それをちゃんと答弁してください。

○議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石田議員の3度目のご質問に私の方からお答えいたします。

学校にお弁当を持ってこられない子どもたちに対してどういうふうにするかというお話です。実は、今までも学校はいろいろなこと、そういう子どもたちに対しては対応してきました。ただ基本的に、これはこういうふうに対応しますということは実は申し上げられません。学校は、食事を用意できるとか、そういう環境は整っておりませんので、ですから、基本的には保護者の方に、50日間、子どもたちに毎朝ご飯を食べさせて学校に来るわけですから、そのもののお握りでもいいですし何でもいいというような形で、基本的には、それは動かすことはできません。ただ、その中で、子どもたちの家庭の様子だとか、その中での対応というのは、それぞれの状況で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 石田安夫君の質問を終わります。

次に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○6番（鹿志村清一君） 議長、蒸してきましたので、上着を脱ぐ許可をお願いいたします。

○議長（柴沼 広君） 許可いたします。

○6番（鹿志村清一君） ただいま議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして6番政研会の鹿志村清一、質問をさせていただきます。

まず、1項目めとして、生物多様性への取り組みについてということで通告しております。

生物多様性条約は、1992年、リオデジャネイロでの環境と開発に関する国際連合会議で採択されました。2009年、E Cを含む192カ国が加盟しています。2010年は、生物多様性国際年であったということでございます。2012年は、条約採択から20周年に当たるわけでございます。2008年5月成立の我が国の生物多様性基本法は、環境基本法14条に基づき、2章1節、策定指針で、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他の生物の確保が図られ、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されることが記述されております。生物多様性保全とは、生物の微妙な均衡の上で成り立ち、生態系が形成されている。それは、人類の存続の基盤となっている。さらに、地域の固有の財産として地域独自の文化の多様性も支えている。人間が行う開発行為による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間活動の縮小による里山等の劣化、外来種による生態系の攪乱による生態系の危機、温暖化による生物絶滅への危機に直面し、将来にわたり生物の多様性による恵沢を享受できる持続可能な社会実現に向けた取り組みの必要をうたっているわけでございます。そこで、通告によりまして質問させていただきます。

笠間市におきましては、笠間市環境条例に基づき環境基本計画が策定され、行政と市民の取り組みがされております。笠間市での環境保全活動の取り組みとして、外来特定生物への対策について、さらに、絶滅危惧種について当市での認知状況、対策についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、特定外来生物について、どのように環境行政の中で認知されているのか。特定外来生物の増殖による繁茂状況、その実態把握のための調査はどのような形でされているのか。生態系保全のための市民への周知策、対策についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、絶滅危惧種について、笠間地域の状況はどのような地域であると認識しておられるのか。生態系保全のための市民への絶滅危惧種の周知策、対策についてお伺いいたします。

3点目は、合併以前に「友部の自然」これは1995年に刊行された本でございます。「岩間の自然」これは、地形、地質、生物、動物、自然に係る年中行事等を収録した自然の本を旧岩間町で刊行したもので、1988年に発行されております。旧笠間におきましては、1992

年に「笠間の自然」が刊行されております。研究者、環境保全活動に係る人の間で非常に評価が高いと聞いております。その時代の自然環境が記録されている。笠間市も合併7年目になりました。「かんこう」というのは本の刊行ですけれども、刊行については、それぞれの基礎調査や編集に3年から5年くらいかかると専門の先生はおっしゃっております。合併10周年も近く、笠間地域の資料として生物多様性の取り組みとしても、多いに合併10周年に向けて計画してはいかがかと。笠間の環境をみんなで共通認識を持つというためにも、新しい笠間の自然という本の刊行を考えてはいかがかということでお伺いいたします。

2問目の質問に入ります。

2問目の質問は、石づくり彫刻による野外彫刻ミュージアム公園建設についてお伺いいたします。

私は、インターネットで茨城県議会会議録の笠間地域ということについて検索してみました。そのところ、1998年11月、県議会第4回定例会で、今橋孝行さんという議員さんが、野外彫刻ミュージアム公園建設についてということが記録されておりました。早速、元の議員である今橋孝行議員にお会いに行きまして、聞き取りをいたしてまいりました。その石づくり彫刻の質問内容は、簡単に言いますと、平成12年、陶芸美術館の開館により笠間陶芸美術の将来性にかける施設ができた。当時、笠間には、笠間稲荷と稲田石材製品、また、優秀な作家による笠間焼、日動美術館と文化の薫り高い地域として、大分県湯布院のようなまちづくりを期待して質問をした。そして、同じ今橋孝行元議員は、全国議長会視察で、視察に行ったノルウェーのフログナー公園に感動し、箱根彫刻の森美術館などに比べても立派な石の彫刻公園が笠間にあるべきと考え、質問したとのことでした。

フログナー公園というものは、1900年、31歳だったヴィーゲランという人がノルウェーに提出した西洋哲学に基づいた人間の一生の彫刻、喜怒哀楽のプランがノルウェー市により理解され、実行され、彼の作品が43年間をかけて200点の作品が作り続けられ、そこに設置されたというものでございます。年間600万人の集う公園となっているという、ヨーロッパにおいても大きな成果を上げた公園であると聞いております。理念と英知の集約された公園ということでもございました。

その質問をした今橋元議員に借りてきたものでございますが、これがそれを紹介した本でございます。(資料提示)こちらが「北欧のフログナー公園の秘密」という、こういう本でございます。そして、こちらが、小冊子ですが(資料提示)「グスタス・ヴィーゲラン 彫刻公園と美術館 オスロ」ということで冊子が出ております。この公園は、本当に石だけの公園であるかという、そういうことではございませんで、この中の写真を見ますと、非常に壮大な花と水の造形美に満ちた公園です。そして、中の彫刻の芸術性としては、当代一級の彫刻家の作品と評されておるものでございます。こういう冊子をお借りしまして、皆様に紹介するわけでございますけれども、同じように、これを日本を代表する彫刻家に1年に1体ずつつくってもらっても、100体で四半世紀、さらに公園整備をして半世紀をか

けるような息の長い原案に基づく夢のある事業を実現してほしいという思いで質問したんだというようなことをお話ししておりました。稲田産みかげ石の墓石中心の製品構造を芸術性の高い石づくり彫刻へシフトし、芸術立県のシンボル事業として笠間市が主体になり、茨城県や各方面に働きかけて実現してほしいということでもあります。

以上は、10年以上前の県議会質問者のお話をご紹介します。

日本の産業構造は大きく変わり、国際社会では日本の地位の変化は厳しいものがございます。稲田石材産業のたくみの技術の伝承、地域100年の伝統産業を後世に期待すべく、焼き物、観光地、民俗の伝承の愛宕山、笠間稲荷、出雲大社、教義の法統をはぐくむ西念寺など、多くの寺社を背景に笠間のまちづくりとして、観光笠間の大命題として市が取り組んでいくことが必要ではないかと考え、ご質問する次第でございます。県、国にも働きかけてはどうかということで質問させていただきます。

通告の1点目として、改めまして、旧笠間地区は、笠間稲荷と芸術の森公園、工芸の丘公園、日動美術館など、文化の薫りのある市街地、さらに、自然と歴史に彩られた文化交流都市を目指す笠間市の核でございます。これまで地場産業としての稲田石、石材産業は厳しさをはらみながら、たくみの技を伝えるべく懸命に努力をしているところです。産出するみかげ石、加工する技術者、この活用を図り、観光笠間のまちづくりの一つとして技術の伝承、さらなる技をつくり出すことを考えた取り組みとして、観光ミュージアム公園建設を考えてはいかがかと伺います。

続いて、石のたくみの公園への取り組みは、市の財政を考えると、10年、いや30年、50年をかけてもよいのではないかと考えるわけでございますけれども、笠間市内にモニュメントや橋の一部など、石づくり彫刻が各所に見られております。伝統の技と高い芸術を兼ね備えた国内最大の石の産地としてのまちづくりに努めてはいかがかということについてお伺いいたします。

続きまして、3点目の質問に入ります。

笠間市におきまして、防災教育に、震災、風水害記録映像の活用を図ってはいかがかということでございます。

さきの東日本震災により、市民の防災意識は高まっていると考えております。東日本震災映像は、地震、津波の被災者や被災地の報道や写真などで毎日のように見ることができます。しかしながら、私たちの身の回りの危険について、土砂崩れ、風雪水害など、日常的、近いところで起きている、そのような災害があるわけでございます。このことから、歴史に残る風水害を知ることは重要だと考えます。教育の現場で児童生徒や地域の市民生活で過去の災害映像を鑑賞することができれば、身近な災害について、改めて準備の気概を持つことができると考えます。日本気象協会から、公益事業として2000年と2003年に「20世紀日本の気象災害」「20世紀日本の地震災害」というビデオが製作され、全国の自治体防災担当者、また図書館、教育委員会に配布されたので、ぜひこれをご活用して災害の防災

の教育資料として使ってはいかがかということで質問いたします。

2点目として、小中学校の学級活動の時間や学習の時間に視聴覚教育として考えてはいかがかと。内容は、小学校高学年以上がよいと考えておりますけれども、小中学校時代に一度見ておくと本当に参考になるのではないかと思う内容であります。さらに、地域の自治会や区長会また区の皆さんの集いに、その視聴覚の資料を見てみるということについても活用してはいかがかということについてお伺いいたします。

4問目の質問通告に入ります。

笠間の観光PR媒体についてということお伺いいたします。

1点目は、笠間市や観光協会が笠間観光PR用に、名所、旧跡、また合併笠間にまつわる話を紹介するプロモーションビデオなどの作成を考えてはいかがかということでございます。

2点目といたしまして、現在、市民のつくった笠間音頭など、笠間の名称を歌ったものも製作されておりますが、笠間市もしくは観光協会が演歌、ポップス歌謡のご当地歌詞を募集して、発表イベントを行い、また笠間プロモーション動画とあわせてCDをつくって、笠間市と観光協会等が各地の観光客や関係機関へのPR活動、笠間観光大使や観光協会、商工観光課での紹介活動や全国各地で行うイベント、アンテナショップで活用するなど、観光のための誘客の資材として使ってはいかがかということについてお伺いいたします。

1回目の質問でございます。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

〔副市長兼産業経済部長 田所和弘君登壇〕

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

これまで全国各地で観光プロモーションビデオやDVDが数多く作成されてまいりました。これらは、紙パンフレットに比べて情報量と視覚という面で効果的なPR媒体でございます。しかしながら、ビデオ、DVD等は情報量が多いものの、配布した後は情報更新ができないという点では、その本質は紙パンフレットと同じことであり、高額な投資に比較すると観光PRに使える期間が短く、最近は見直し傾向にございます。

現在のインターネット社会では、観光情報の即時性と情報価値が強く求められております。そのような観点から、市や観光協会のホームページ上で、即時性と価値のある情報発信ができる動画作成あるいは配信機能などの方法がプロモーションとしては有効であると考えてございます。また、動画作成配信機能などがあれば、データをDVD化してPRツールとして利用することも可能でございます。また、汎用性も広がると思われまことから、今のところプロモーションビデオ等の作成は考えてございません。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 6番鹿志村議員の質問にお答えいたします。

特定外来生物でございますが、特定外来生物は海外起源の外来種であって、生態系、人の生命、身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または、及ぼすおそれのあるものの中から指定され、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いが規制されているもので、現在、哺乳類21種類、鳥類4種類のほか、80種類が指定されています。

笠間市では、茨城県が平成23年に実施した植物の生育分布調査により、オオキンケイギク、アレチウリの生育が報告されており、また、魚類のブラックバス、ブルーギル、両生類のウシガエルが確認されております。これらは既に日本じゅうに広まっており、ほぼ全国で生育が確認されております。

特定外来生物の防除については、笠間市としては、オオキンケイギクの防除を主として、週報やホームページにより市民の方に周知しております。

なお、今月、市民団体との協働により、市内道路沿い等に生育しているオオキンケイギクの防除作業を実施する予定となっております。

次に、絶滅危惧種についてでございますが、環境省のレッドデータブックには、日本国内で絶滅のおそれのある野生生物は、動物類が約2,000種、植物が約2,800種記載されております。また、茨城県版レッドデータブックである「茨城における絶滅のおそれのある野生生物」により、県内では、動物類263種、植物668種が絶滅危惧種として把握されているところですが、笠間市においての種類は把握していない現状にあります。

なお、笠間市としては、市民への絶滅危惧種の周知及び対策についてですが、自然観察会を年4回開催し、茨城県環境アドバイザーから参加者に動植物の生態系保全のための説明等を行っております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 6番鹿志村議員の石造彫刻による野外彫刻ミュージアム公園についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、彫刻ミュージアム公園建設についてでございますが、議員ご承知のとおり、笠間市は全国でも有数な石の産地でございます。この稲田みかげ石が産出されたのは、明治の中ごろから始まり、これまでに稲田石で建造された主なものは、東京駅や最高裁判所、日本銀行など、全国の建造物に使われております。このように当時の石材産業は本市の一大産業でありましたが、現在では、外国産石材に押され、稲田石の需要も減少傾向にあります。こうした中、稲田石材商工業協同組合では産業の活性化を図るため、日本を代表するデザイナーの方と連携し、稲田みかげ石のすばらしさを表現できる作品づくりを平成17年度から取り組み、いなだストーンエキシビジョンを開催してきたところでございます。本市では、議員ご提案の石の彫刻ミュージアム公園建設について、現在のところ計画はご

ざいませんが、これまで石の産地のブランド化を目指し、公共事業等で積極的に稲田みかげを使用してまいりました。さらなるブランド化の推進に向け、関係団体等と連携を図りながら、たくみの技術を生かす取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、石の産地としてのまちづくりについてお答えをいたします。

先ほども述べましたように、石の産地のブランド化を目指し、これまでに市内の主な公共施設等で石のモニュメントを設置してまいりました。最近では、北関東自動車道友部インターの国道355号交差点のところに、日本でも有名なグラフィックデザイナーの監修のもと、石のモニュメントを設置したところでございます。こうした石のモニュメントがまちのいたるところに設置されますと、町中に石の芸術文化が浸透し、まち全体がミュージアムになるものと考えられます。石を主体とした議員ご提案のまちづくりは、100年後を見据えた地域振興策であると考えますので、今後とも石材関係者などと意見交換を図りながら、石材産業の活性化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（柴沼 広君） 教育次長 埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

○教育次長（埴 栄君） 鹿志村議員の生物多様性への取り組みについての中で、自然についての刊行物のご質問がございました。笠間市は、緑豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な土地柄であり、この自然は私たちの祖先が守りつづけたかけがいのない財産でございます。私たちは、この自然環境を後世に引き継ぐ使命を担っているところでございます。しかしながら、近年の生活様式の変化や都市化の進展等によりまして、この美しい自然を失いつつございます。

このような中、自然を見つめ直すという観点から、議員さんおっしゃるとおり、昭和62年度に「岩間の自然」、平成3年度に「笠間の自然」、平成6年度に「友部の自然」が、それぞれ刊行をされました。文書の構成に対象の違いはございますけれども、いずれの刊行物も地区の地形、地質、気候及び生息する動植物のことが詳細に記載され、学校の教材等にも活用されているところでございます。

また、昨年度に刊行しております、市史「新笠間市の歴史」の中でも、自然と環境の項目で大事にしたい動植物等についても掲載をしております、多くの方々に利用、活用されているところでございます。

自然界における動植物の盛衰状況等については、高度な専門的知識や観察、調査が必要でございます。これらの関係者にご協力を得、資料を整えながら、新たな自然読本等の刊行をしていきたいと考えております。合併10年を目指すというようなことではなく、研究がまとまった段階で発行してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、防災教育に記録映像を活用したらというご質問がございました。日本気象協会から配布されました台風等の風水害を中心とした「日本の自然災害」と、1891年の濃尾地震から1995年の兵庫県南部地震までの約100年間の中の巨大地震を扱った「日本の地震

災害」は、大変貴重な記録映像等でございます。これを見ますと、改めて、我が国は、いつどこで地震が発生するかわからない、また、不意の地震にふだんの注意がいかに必要であるかということを再認識されるところでございます。

学校現場における児童生徒の防災への意識につきましては、これら過去の記録を知ることでも大変大事なことでございますが、それ以上に、身をもって体験した3.11を境に大きく変化しております。かつて経験したことのない強い振動の地震による建物や道路、河川の崩壊等を目にしたり、想定できない大きさの津波による被害映像などがリアルタイムで報道されたりしましたので、一人一人の防災への意識が高まったと認識しているところでございます。

次に、視聴覚教材についてでございますが、本市でも、東日本大震「震災の記録と復興の足跡」の写真集を発行しておりますけれども、3.11以後、新たに各行政機関等で作成された写真や映像がたくさんございます。また、最近では、ゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象現象が発生しております。これらを取り扱った教材を視聴覚教材として積極的に活用し、防災教育の推進に役立てていきたいと考えております。

なお、笠間図書館では、現在、東日本大震災の記録のDVDを初め新作を含む6本の記録映像等を所蔵し、市民の貸し出し要望に対応しておりますので、今後あらゆる防災教育の場面で活用されますようPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 副市長田所和弘君。

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 1回目の答弁で日本の観光につきまして答弁が漏れておりましたので、答弁いたします。

ご当地ソングにつきまして、笠間市観光協会、演歌、ポップスの歌謡についての歌詞募集に関するの発表イベント、あるいはプロモーションビデオをあわせてCDをつくったりとか、あるいはPR活動、観光、誘客に使ってはどうかというようなことについての答弁でございます。

ご当地ソングがきっかけとなり、観光地の活性化が繋がった例は数多くございます。また、県内でも、商工会などが中心になり、ご当地ソングをイベント等で披露し、地域活性化に役立てている例もございます。これらは広い意味でパブリシティーといえ、効果的な宣伝PRでございますけれども、今現在、笠間市には、このようなパブリシティーとして期待できるものとして、笠間のいなりずしのゆるキャラ「いな吉」あるいは「恋人の聖地」などがございます。これらを利用した観光PRは、まだまだ可能性がございます。まずは、現在ある資源の効果的な活用を行った後に、新たな切り口の観光PRを検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 2回目の質問をしたいと思います。

先ほどの、まず、3問目の笠間市の防災教育に記録映像等の活用を図ったらということにつきましては、非常にわかりやすい今後の教育行政の中での活用ということについて理解できました。今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、順序が逆になってしまいますけれども、笠間観光PR媒体についてということで、なかなか予算の面とか、いろいろな面で、動画の作成というか、ホームページの動画の作成でDVDができると、PRツールができるというような答弁だったと思います。そういうホームページで観光PR用の動画をつくり、そして、その動画を何かCD化することはできるというようなお話をちょっとお聞きしたんですけれども、その動画は常に編集し直せば、時期に応じて新しい名所、旧跡とか、話題性を表現できるというような話を聞いております。そのPR用の例えばCDをつくるにしても、私は、業者からちょっと聞いたんですけれども、2,000枚ぐらいまとめてつくれば、そんなに高い値段では、経費はかからないような話もちょっと聞いたんですけれども、そういうことで、ぜひ検討できれば、ホームページでのPR動画について、市の行政と観光協会、一体になって何らかの策を打てないかなと考え再質問するわけでございますけれども、そのような中で、これは先ほどの話に戻りますけれども、これは(資料提示)行方市で商工会の職員の方が作詞作曲して、ご当地のPRプロモーションビデオっていうんですか、それをCDにしたものです。

あちこちに、これは観光PRに市の担当者とか観光協会、笠間観光大使の方が行ったときに、こういうものがあれば、笠間方面にツアーのバスが来るときに、これつくれば、1枚、多分1,000円はしないと思うんです。それで、それをツアーの会社とか行政機関に置いてきて、こちら方面に来るバスのツアーの方には、必ず乗ったときに、最初、二、三十分、見てもらおうと。それで、笠間というところが、今から行くところはこういうところもありますけれども、ほかにもこういうのがあるんだよということで関心を持ってもらえれば、リピーターになっていただける可能性もあるんじゃないかなと思いますので、そういうことについて少し検討をしてはどうかということを再質問いたします。

あとは、石づくり彫刻による野外ミュージアム公園の中のモニュメントです。国内最大の石の産地としてのまちづくりということについて答弁いただきましたけれども、非常に私も明解なわかりやすい答弁であるなとは思ったんですけれども、基本的に、笠間のまちで、あちこち新しい道路また施設整備がされたときに、モニュメントとか芸術的な石の彫刻が設置されるわけでございます。合併した笠間市内において幅広く設置されていると思うんですけれども、ひとつ欠けていることがあるんじゃないかと思うんです。それは何かといいますと、まちづくりの理念を明確にしたプランという言葉ではないかと思うんです。理念とプランというものが、本当に、このモニュメント設置、また石の彫刻を作成して設置する中に、理念とプランというものがあるのかどうか。そういうことをしっかり考えて、この最大の石の産地としてのまちづくりということを考えているのかどうかということについて疑問に感じますので、その点について、ご答弁をいただきたいと思います。

さらに、モニュメントや彫刻物、笠間にある芸術、美術の紹介の、先ほどと重なりますけれども、ホームページで掲載して案内をすとか、まち歩きの一つの手段として、まちづくりの一環として、まち歩きをしていただくための参考になるような、石の彫刻とか石のモニュメントを紹介していくということも必要かと思えます。それは、基本は、そこには理念とプランではないかと思うんです。その点についても、再答弁を求めます。

続きまして、第1問目の生物多様性の取り組みについて再度質問いたします。

笠間市において特定外来生物についての対策ということで、市民への周知徹底ということが、先ほどの答弁によりますと、自然観察会を年4回行って市民に外来特定生物の周知徹底の一助としているという答弁ではなかったかと思うんですけれども、これは基本的に外来特定生物というのが、何のために外来特定生物という指定されているのか、そして、オオキンケイギクに至っては、市民の皆さんの中には、何でこんなきれいな花を抜き取って処分しなくちゃならないんだという声があるわけです。そこいら辺が、しっかりと行政の方からの特定外来生物の周知徹底ということで説明責任を果たしていかないと、これは本当に特定外来生物というのは、私たちの生活の中では、特にオオキンケイギクは基本的に害がないんです。それと、最初、当初、日本に入ってきたときは、園芸植物ですか、そういうものとして入ってきて、それで、活着率がいいということで、北関東道路でのり面に植えられたというようなこともありますし、そういう中で本当に私たちが、一つ挙げているわけですが、オオキンケイギクが、何でこんなのを抜去しなくちゃならないんだというのが一般市民の皆さんの声があるんです。これは本当にきれいな花なんで、庭に植えておいてどこが悪いんだというような意見があるわけです。それに対する行政としての生物多様性という、この自然界の中での私たちの植物の体系を変えてしまうようなことに対する危機感を持った説明がされなければならないと思うんです。それに対して、環境保全課の方で、どのように取り組んでいくかという姿勢が見えなければならないと思います。

あと、これはオオキンケイギクについてはインターネットで見ますと、岐阜県の本巣三川公園なんかでは、2006年にオオキンケイギクが特定外来生物に指定されるまで、オオキンケイギク祭りというお祭りとして、これをめでていたというような状況にもあるわけがございます。そういうことを考えると、本当に行政の特定外来生物に対する説明と、そして、そのほかにも、アライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、セアカゴケグモなど、本当に私たちの身の回りで危険なものが入ってくるわけがございます。そういう本当に危険な特定動植物もあるわけがございます。それについて、本当に、この笠間地域の中に、どれだけ存在しているのかどうかというのは、笠間市が今認知している、あの答弁にあったものは、これは人から聞いた話とか、あと、茨城県からの情報ではないかと思うんです。これは基本的には、私たちの生活は私たちが守る、そういう考え方でいくと、市民がしっかりと、しっかりと、アライグマっていうのはどういうものか、カミツキガメとはどういうものか、セアカゴケグモっていうのはどういうものか、そういうものを認知するような

環境行政がされていなければ、外来特定生物に対する対策はできないんです。だから、周知徹底するための環境保全活動っていうものに対する行政の責任というのは、説明責任は大きいんです。ですから、それについて、どのように今後考えておられるか答弁をお願いしたいと思います。

また、絶滅危惧種については、これも同じでございますけれども、茨城県、環境省と連携して把握して、そして、やはり日本の国内でも図書の貸し出しで日本一という図書館で、この笠間市内の図書館で、いろいろな目立った活動が行われ、まさに実績としても日本で一流の図書行政が行われている笠間市であると山口市長の方向性がしっかり見えてくるわけでございます。そのことを考えましても、図書館とか、公民館、学校等で周知を進めるべく、市民活動団体と一緒に企画展やいろいろなことを進めていく、それでもって皆さんに周知していくという活動が必要ではないかと思っておりますので、これを質問いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 鹿志村議員の再質問に対してお答えをいたします。

観光関係のキャラクター等のパブリシティ、その他につきまして、活用されていないものもあるということで、動画というようなご提案がございました。これにつきましては、ただいま市のホームページでできるかどうかについて検討をしているところでございます。ただCDとか、そういった媒体につきましては、ちょっと観光協会とか商工会との協議が必要かと思っておりますが、そちらの方で基本的にやっていくべきものなのかなというふうに考えているところでございます。

それから、石の方のモニュメント関係につきましても、ホームページ上で掲載することは可能でございます。ただ数的にもたくさんございますので、その辺のところは、今申し上げました関係団体と協議しながら、数等につきまして選別なりをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 鹿志村議員の再度のご質問にお答えをいたします。

石の産地モニュメントを設置するに当たっての理念、プランが欠けているのではないかとご質問でございますが、笠間市では石のブランド化を目指して、これまで進めてきたわけでございます。議員ご提案のまち全体がミュージアムとしてまちづくりを進めていったらどうかということでございますが、これについては、合併後、新市になって、市民の合意形成というのが必要ではないかなというふうに考えております。今後、石の産地としてのブランド化を目指して、また、モニュメントを設置するに当たっての理念を確立いたしまして、石の産地の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鹿志村議員の再度のご質問にお答えします。

大きくわけますと、外来生物種、絶滅危惧種とも、市独自で把握して、もっと市民に知らせる方策をとということであったんですが、特に現状把握につきまして、絶滅危惧種についてはかなり専門的な知識が必要だということ、なかなか市町村レベルで独自で把握しているという例は少ないということ、この辺は難しいところがあるかと思うんですが、市民へのPRにつきましては、議員ご指摘のように、なるべくにぎわいのある図書館とか公民館を利用しまして、関係する団体とも共同で進めていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 今、ただいま、それぞれの質問通告に沿った答弁をいただきまして、特に1問目の生物多様性への取り組みということにつきましては、非常に環境保全課も熱心にやられているとは思いますが、基本的には、特定外来生物とか絶滅危惧種については、やっぱり市民からの情報というのが、これがやっぱり一番大事だと思います。これは、行政がどんなに頑張ろうと、県が頑張ろうと、国が生物の専門家を幾ら配置しようと、私たち一人一人が生活の中で見聞きしたことが最大の情報だと思います。そのためには、市民一人一人が、こういう外来生物に対しての知識と、そして、こういうものが庭というか裏山にいたよとか、そういう声がひとつの最速の情報の原点ではないかと思うんです。ですから、市の環境行政の役割というのは非常に大きいものがあると思いますので、県とか国というものによらず、市民生活の中で情報をもろうということに努めていただきたいということを希望して質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

2時25分より再開いたします。

午後2時14分休憩

午後2時25分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思えます。

昨年の東日本大震災、それに続く東電福島原発事故から1年以上が経過しました。5月5日には北海道電力泊原発が定期検査で停止し、日本の原発の運転がすべてとまるような状態になりました。私は、この間、毎回議会において原発問題を取り上げ、行政が市民の安全・安心を確保することを求めてきました。昨年、全市の放射線量が測定され、さらに、

食物等の測定、基準値の高い学校の除染等も行われようになりました。政府は、昨年末に福島原発は安定したかのような発表をしましたが、その後のさまざまな発表や経過を見ると安定しているとは思いません。それどころか、どのような事態が起こるのか予測がつかないのが今の実態です。笠間市内においても、この春のタケノコ、シイタケ等への汚染、県内の茶葉への汚染が問題になっている現状は、今も福島原発からの放射性物質が排出され続けているのではないかというふうに思われます。

5月24日の東電の発表は皆さんもご承知と思いますけれども、昨年3月の放射性物質の排出が、こまでの倍近い90万テラベクレルであることが発表されました。これは、さまざまな発表を見ても、倍近い数値が去年は排出されたということになります。また、27日の新聞を見ますと、福島原発第4号機への立ち入りの各種の報道があります。水素爆発のすさまじさが、そこにはあらわれておりました。今、全国各地で原発再稼働反対、自然エネルギーへの転換を求める動きが強く、また茨城県でも風力発電や太陽光発電への動きが活発になってきました。4月の28日には原発を目指す首長会議が設立されましたが、一方で大飯原発などの再稼働を進めようとする動きがあり、今月中には大飯原発が再稼働される見通しとも報道されております。

このような現状について、私は、まず市長の見解を伺い、以下の質問を行いたいと思います。

一つに、東海原発30キロ圏内の市町村の安全協定問題についてです。

今回のこの東電福島原発を機会に、今までのような近隣する市町村のみの安全協定から、さらに、30キロ圏までに広げた協定が今問題になり、それが今、されようとしております。県への要望書を、関連する笠間市を含む9市町村が昨年12月の28日に提出したというふうに3月議会で回答されました。しかし、その具体的内容については何も伺っておりません。ぜひとも具体的な内容について伺いたいと思います。

二つに、市内の放射能測定についてです。

昨年、市内で400カ所を超す地点で測定結果が公表され、それ以後、既に半年以上が経過しておりますが、再測定する必要があるのではないのでしょうか。また、前回、地上空間線量でしたが、地表での測定も必要だと考えますが、その再測定をいつごろ行うのか伺いたいと思います。

三つに、3番目に、市内の除染した汚染土壌の処理についてです。

ことしの2月に、市は笠間市の放射線に対する考え方についてという文書を発表いたしました。そこには、個人の敷地内の除染した土壌については、自分の敷地内に土のう袋に入れてシートをかけて保管するというふうに記しておりました。この件については、前議会でも指摘しましたが、いつまで仮置きするのかということに対して、半永久的に置いておくような回答でありました。このことは、さまざまな問題が生じることを考えると、漏れ出ししない処置を講じることを市としても考えるべきではないのでしょうか。

次に、瓦れきの広域処理の問題です。

笠間市も市議会も3月議会において、瓦れき、いわゆる東北地方の瓦れき処理の問題を受け入れるというふうに表示しました。しかし、その後、どのような状況になっているかわかりませんので、その後の経過について伺いたいと思います。

また、茨城県は、瓦れきの受け入れの放射線物質を100ベクレル以下と発表しました。国は8,000ベクレル以下としており、エコフロンティアかさまにおいては実際には4,000ベクレル以下のものを処理していると、3月の環境保全委員会で報告しておりました。今後、県全体としては100ベクレル以下ということになると思いますが、そのような方向でいくのかどうか市としての考えを伺っておきます。

三つに、環境保全委員会の問題です。

これはエコフロンティアに関する問題でありますけれども、毎年、環境保全委員会が3月の末に開かれます。ことしも3月の最後の日曜日に、学者等の委員10数人が出席して開かれ、私たちも、それを傍聴いたしました。その席上で、ある委員から、搬入物の独自の放射線量の調査をやるべき問題と埋め立ての際の不備を改善するよう指摘されました。その点が、どのように改善されたのか。市の担当者も、その席上には出席しておりますので、よくご承知のことだと思えます。その委員の先生は、放射性セシウムは水に漏出しやすいと、そのようなものが入っていると思われるような放射性物質のある、いわゆる焼却灰等については、雨水や水が入らないように隔離した処置が必要だというふうに指摘し、その席上で環境保全事業団からは確実な処理方法が報告もされず、その後は、確認もしようがないままに過ぎております。

5番目に、エコフロンティアかさまの最終処分場の発生ガス問題について伺いたいと思います。

去る5月の笠間市の監視委員会において、その報告の文書の中に、硫化水素、さらには、ブタンガスまたはメタンガスが検出されたというところがありました。笠間市の最終処分場には、皆さんも行けばわかると思えますけれども、ガス抜き管が一定の間隔で建っております。そこからガスが発生していたという報告であります。その原因として、そのときに事業団の方からは、溶融処理施設復旧中、いわゆる3月の事故のときです。あの震災のときに溶融処理施設が休止してしまったと、そのときに家庭ごみを埋め立て処分したことが主な原因であると考えられるというふうに報告されました。ガス抜き管で発生したガスは、常時大気中に放散しているので問題ないというふうな報告でありました。元来、この処分場には、いわゆる有機性物質は埋めない、無害の無機質だけを埋めるからガスは発生しないというのが私たちの知っている限りの、つくられる過程での基本計画策定委員会や環境調査委員会等における報告でした。しかし、実際には、そのガス抜き管から、そのような危険なガスが発生したことは問題であるというふうに言わなければならないと思えます。

ここに、硫化水素というのがありますけれども、20年の7月に、危うく死亡事故になるような事故が、あその施設の中で発生したことは皆さんも記憶にまだあると思います。20年の7月4日の全員協議会で報告されましたけれども、危うく死亡事故になるところをそばにいた人が早く気がついたので、引きずり出して病院へ連れていったと、それで数日間の入院で助かったと。あと1回か2回呼吸していたら、硫化水素で死亡したのではないかというふうな報告でした。

細かいことについて今は申しませんが、このような硫化水素が発生しているという事実があるならば、このガス抜き管の周りでは、埋め立てたいろいろなごみとか一般廃棄物を攪拌したり埋め直したりということを絶えず重機でやっているわけです。至って危険性があるというふうに思います。また、地域の拡散で、それで事済むというならば、地域の人たちや作業員の安全を考えると薄まるからよいということではなく、処理に万全を期すことが必要ではないか。事業団に、この辺の改良を申し入れる必要が市としてもあると思います。

さらに、エコフロンティアかさまの処分場の山積みされた産業廃棄物問題について、あそこは最終処分場としてさまざまなごみが今埋められております。茨城県内だけでなく、埼玉や栃木とか千葉とか、さまざまな車が到着します。今から2年前に4者協定を結ぶことによって、あそこに全国からのごみを埋めることが可能になったというのが事業団の考えであり、それが、今、実際に実行されているということでもあります。

3月末の強風がありました。そのときに、私の家に近隣の人から電話がかかってきました。ごみが処分場から飛び出して自分の家の周りに落ちている、それと、カラスが多くて困ると、何とかならないかという電話でした。事業団やいろいろなところへ電話して、その後、すぐにシートをかけたということで一応おさまりました。この処分場に私もたまたま行きますけれども、産業廃棄物のいわゆる生ごみの系統のビニールの袋に入ったごみが、一般家庭から出てくるごみと同じなんですけれども、2カ所にわたって山積みされているんです。それで、事業団にいろいろ聞くと、これは焼却するものだ、しかし、焼却が間に合わないのだからここに積んであるという報告なんです。それで、その生ごみをあさりにカラスが来る、それで、強風によって、そのビニールの袋が飛び出すというふうなことになるわけです。

その後、行ってみると、今もシートか何かがかけたような状態になっておりますけれども、もともとそういうふうなところに山積みするような物質じゃないわけです。焼却すべきものをそこへ積んであるわけですから、やはりその辺の処置を速やかにするよう、私たちもエコフロンティアかさまには申し入れておりますけれども、確実な回答がありません。やはり近隣の人たちや働く人たちの健康を考えると、このままの状態にしておくのは好ましくない、事業団に対して善処を求めるよう市としても申し入れる必要があると思います。

最後に、7番目として、森林の荒廃問題と河川の保護について質問したいと思います。

私は、この問題については、前々から何回も、山林の荒廃が引き起こす河川の川底の上昇による水害の問題について、たびたび質問してきました。2年ほど前の8月の豪雨によって、旧笠間市内は至るところが冠水しました。このごろの雨の状況を見ますと、とんでもないときに、気がつかない、あっという間に大量に降るというゲリラ的な降雨が続いております。そのようなことを考えると、今、笠間の周りにある豊かな山々の山林の手入れというのが必要ではないでしょうか。山の荒廃は河川の荒廃にもなり、これらの山や川がもたらす公共的な恩恵が崩れていくのではないかということに危惧するわけです。そのことによって、平地での水害が急に起こるといった問題も考えられます。

かつて森林湖沼環境税がたしか23年まで実行され、さらに県としては、1人1,000円というやつ、延期すると、継続するというふうに決定したと思います。それを活用した山林の手入れがされているということは、何年か前から私の質問の中で答えられました。そのような税を活用して、長期的に見た山林の手入れというのを、市としても独自に計画を立てて山林の荒廃を招かないようにするということが必要じゃないでしょうか。

以上で、第1回の質問にします。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木貞夫議員のご質問にお答えをいたします。

原子力周辺の安全確保に向け9市町村で構成しております県央地域首長懇話会において、昨年12月28日に提出した県への要求書の具体的な内容についてであります。東海第二発電所を初め原子力施設が複数存在する県央地域の一体的な安全確保をするため、次の項目を茨城県へ要求したものであります。

一つに、協定締結市町村を県央地域首長懇話会の9市町村全体に拡大すること。

二つ目に、施設の新増設等に関し、茨城県に意見を述べる権限の新設。

三つ目に、東海第二発電所の運転再開に係る事前協議に際し、茨城県に対して意見を述べる権限の確保をすること。

四つ目に、事業所からの報告や連絡を受ける権限の強化等を茨城県に要求しております。

その後、本年5月15日に茨城県知事との面談を経て、改めて要求先を日本原子力発電株式会社にするとし、今後、日本原子力発電株式会社と協議をすることとなっております。

○議長（柴沼 広君） 副市長兼産業経済部長田所和弘君。

〔副市長兼産業経済部長 田所和弘君登壇〕

○副市長兼産業経済部長（田所和弘君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

山林の荒廃防止対策につきましては、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐等の適切な管理が行われていない荒廃した森林がふえておまして、森林の持つ保水能

力や山地災害を防止するなど、公益的機能の低下が危惧されております。このため茨城県では、平成18年度に県内全域の森林の状況を把握するため、間伐緊急度調査を行いまして、間伐の必要性を判断する4区分の判定基準を設定いたしました。この基準によりまして、早急に間伐を必要とする森林については、平成20年度に茨城県が策定した茨城県間伐等森林整備推進計画に基づき、本市においても笠間市森林機能緊急回復整備計画を策定いたしまして、10年間で424ヘクタールの緊急間伐事業に取り組んでおるところでございます。

この計画の前期に当たります平成20年度から平成24年度の5カ年につきましては、森林湖沼環境税を活用いたしまして、森林所有者との維持管理協定書を締結しながら森林の整備を図っております。平成23年度までの4年間の実施状況は252ヘクタールでございます、全体計画の60%となっております。また、森林湖沼環境税導入期間の最終年となる平成24年度は60ヘクタールの整備を計画しており、この5年間の総整備面積は311ヘクタールとなり、進捗率は約147%の見込みとなりました。これは、当初目標を大きく上回るものでございます。

市といたしましては、補助事業等を最大限活用することによりまして、森林が水を蓄え水質を浄化するなど、河川の維持や荒廃等の防止がより一層図られていくものと考えてございます。平成24年度は、森林湖沼環境税の最終年度となっておりますが、今後とも事業の継続が必要でありますことから、県に対し、森林湖沼環境税と、それを財源とする各事業の継続を強く要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 11番鈴木貞夫議員の市内の空間放射線量の測定についてのご質問にお答えいたします。

昨年実施いたしました市内全域の空間放射線量の測定でございますが、環境省が示した基準より高い場合には、除染計画書を策定し、その上で除染を計画的に実施することになりますけれども、その除染計画書を策定する必要があるのか、または必要がないのかを判断するため、市内全域で空間放射線量の測定を実施したものです。結果、空間放射線量の数値が低いことから、笠間市は除染計画の策定を行わないものとした。

市内全域の放射線量の測定を再度実施してはどうかのご質問ですが、現在の空間放射線量の推移を見ますと、昨年7月以降、市内43カ所で定期的に空間放射線量を測定し、ホームページ等で市民の皆様にお知らせしておりますけれども、昨年7月とことし5月の平均値を比較しますと、約3割程度、空間放射線量が低くなっております。この状況から見ますと、再度の市内全域の調査は必要ないものと考えております。

また、空間放射線量の測定する高さですけれども、国の基準に従い地上1メートルの高さで計測いたします。

次に、個人の敷地内で除染により発生した汚染土壌の処理ですけれども、笠間市では、

土砂を入れた土のうなどは、敷地内に穴を掘り、ブルーシートで被覆して埋設する、または、人が近づかない敷地内の一画をブルーシートで覆い、一時保管するようお願いしております。これらについては、議員ご承知のとおり、昨年12月に笠間市の放射性物質に対する考え方の中で示しているとおりでございます。笠間市は、空間放射線量の測定結果から面的な除染の必要はなく、必要により除染する場合は、環境省が定める除染関係ガイドラインに基づき除染作業を行い、発生した土壌は適切に保管をお願いしているところでございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木議員の質問にお答えいたします。

笠間市における瓦れき処理の受け入れ状況等のお尋ねですが、4月23日、24日に、県主催の宮城県被災地の現地調査に担当職員2名参加しており、石巻市等の災害廃棄物の状況説明を環境省、宮城県及び東京都の職員から受けております。5月16日に、県主催の震災瓦れき受け入れ検討意見交換会に参加し、県の受け入れ基準等の説明を受けております。現在、茨城県と環境事業団、笠間市において、個別協議を進めております。

次に、受け入れる瓦れきの放射性物質の濃度を100ベクレルパーキログラム以下、以後、放射性セシウム濃度についてはパーキログラムを割愛させていただきます。以下にするのかとのお尋ねですが、広域瓦れきの受け入れについては、宮城県及び茨城県の2者で結ぶ協議協定の中で、広域処理で受け入れる瓦れきの放射性物質濃度を100ベクレル以下とする予定と聞いておりました、茨城県では100ベクレルという基準を出す方針のようでございます。

なお、エコフロンティアかさまにおける通常の廃棄物の受け入れについては、従前どおり4,000ベクレル以下となります。

続きまして、環境保全委員から搬入物の独自の放射線量の調査をやるべきとの質問に、どう改善したかとのお尋ねですが、委員からは、廃棄物を受け入れる際に必要に応じて茨城県環境保全事業団においても放射能濃度を測定する準備が必要であるとの発言がありました。事業団としても、管理マニュアルで抜き打ちで幾つかの搬入物について検査することとしており、現時点でサンプル採取を22件実施し、受け入れ基準を超過したものはないとのことでございます。

次に、埋め立ての際の不備を改善するよう指摘された点について、どう改善されたかのお尋ねですが、環境保全委員からは指摘ではなく質問として、飛灰の埋め立ての手法として箱等に入れなくてそのまま埋め立てているのかと質問がありました。これに対して事業団は、8,000ベクレル以下の廃棄物を廃棄物処理法の基準に基づき埋め立てしているが、法的義務はないが、さらに放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000ベクレル以上の特定廃棄物の処理方法を示した特定一般廃棄物、特定産業廃棄物関係ガイドラインに準拠し埋め立

て処分を行っている」と回答をして、委員から了解を得ているとのことでございます。

また、漏出しないよう隔離した処理をしたか確認すべきとのご質問ですが、これにつきましても、さきのガイドラインに準拠し、遮水シートをかぶせ、その上に傾斜をつけ覆土することにより、降雨による雨水の浸入を防止する措置を行っている」と説明を受けております。

さらに、鈴木議員 5 番目の質問なんですが、硫化水素、メチルメルカプタン、エチルメルカプタン及びメタンが検出され、そのガスの地域への拡散や作業員の安全を考えると、処理に万全を期すよう申し入れるべきではないかとお尋ねですが、大気中への放出による規制は悪臭防止法に基づく敷地境界のみであり、その場合の基準値は、メチルメルカプタン 0.004 p p m 及び硫化水素 0.06 p p m の濃度となり、エチルメルカプタン及びメタンは規制基準がない状況にあります。事業団の年 2 回の調査によりますと、敷地境界での測定結果は、メチルメルカプタンは 2 回とも不検出、硫化水素は、1 回目は不検出、2 回目が 0.0019 p p m と基準以下という結果が出ております。

また、作業員の安全性を規制する労働安全衛生法に基づく規制は、作業環境の管理濃度のみで、基準は硫化水素の 5 p p m のみ定められており、ガス抜き管からの発生ガスは、この基準値を下回っております。

6 番目に、山積みになったごみについてですが、議員お尋ねの最終処分場での廃棄物の保管方法についてですが、市でも茨城県環境保全事業団に対策を申し入れ、先日、事業団から、埋立地における焼却前の廃棄物の保管がなくなったとの連絡を受け、市でも、6 月 8 日に現地を確認し、この廃棄物の山積みはなくなっていることを確認いたしました。今後このようなことがないよう、事業団に申し入れております。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君。

○11 番（鈴木貞夫君） 何点が指摘しながら質問したいと思います。

この県との、いわゆる東海第二原発に絡む問題です。今、副市長からも報告ありましたが、失礼しました。県の要望書、今、大体聞きましたけれども、この中では安全協定ということで、例えばこれから施設を拡大する場合には相談するとか何とかということしかないんです。この協定書、安全協定を結ぶひとつのあれというのは、今回の東電福島事故を得て、そういうふうな過酷な事故が起きたときに、その周辺の自治体がどういうふうな避難計画なり防災計画を持つことが必要だということで、そういうふうな計画というのは、話し合いというか、それは始まったというふうに私は思うんです。これはやはり重大な、ただ事故が起きたということで報告だけでは全然問題にならないというか、問題の先送りというか、付近の人たちに対する安全の協定には、私は、ならないと思うんです。

この茨城新聞の安全の羅針盤ということで、3.11 後の防災ということでずっと連載が、

今、行われておりますけれども、その中で、やっぱり一番言われているのは、避難計画の問題なんです。いざ、そういうふうな事故が起きたときに、どういう避難計画を持つのかと。このことは、もちろん市町村だけでは、私は、できない問題だと思うんですけれども、30キロ圏だけの、そういうふうな施設の問題、その他を考えてというか、そのとき、どういう事故があった、どういうふうなことになっているという報告だけを受けるなら、その範囲で済みますけれども、実際に、ああいうふうな過酷事故が起きたときに、影響する地域の30キロ圏というので、それで言われたと思うんですけれども、そういう人たちが、どういうところへ避難するのかということが計画の、私は、骨幹だと思うんです。

これずっと、今10回ぐらい連載されていますけれども、これを見ると、本当に避難計画がほとんど不可能に近いというふうに出てくるんです。バスで幾ら動員しても24万人という人しかできないとか、しかし、それが実際にできるかどうかということも、どこへ行くのかという問題もあるわけです。この安全協定を実際に結ぶとしたら、もちろん国や県の方針というのがなければ、その辺のことは難しいとは思いますが、やはりもっと広い範囲のところと、どういうふうな事故が起きた場合には、どういうふうに避難するかという協定というのが必要ではないでしょうか。

先ほどの県との文書を見ると、そういう点は全然ないんです。避難計画に関する事項というのは全然載ってきていない、指摘されていない。ただ事故が起きたという報告を受けるだけで、極端に言えば、それで、この問題というのは、私は、市の防災計画の中にも、そういうような過酷事故が起きたときには、市としてはこういうふうなことをやるということを書き込まないと、防災計画というのは意味がないと思うんです。たまたま水があふれたから、危ないから高台行きましょうという問題と違うわけで、その辺のことを、私は、この安全協定を結ぶ場合には、ぜひとも、それは、一大、重大な問題だというふうにして見て、やはり避難計画というのをどういうふうに持つのかということを入れてもらいたい。そういうふうなことが全然話し合われていないとしたら、問題にもなっていないとしたら、この安全協定というのは、私は、ほとんど意味がないというふうに見るんです。

福島のとくに、茨城県から120台バスが行ったそうです。そのときの報告を聞くと、南相馬の病院へ行ったバスは、そこで患者を乗せて、さあどこへ行くかといったら、西へ行け、西へ行けと言われたと。西はどこだっていったら、とにかく西だと、どこへ行くとは言わないで西へ行けて。いわゆる東の方向にあるわけだから、西へ逃げないことには放射能から逃れないから西へ行けという。すると、ほとんどのバスが行くこともできずに帰ってきちゃったというんです。そういうふうな混乱の状態に陥るわけで、そういうことがないように、近隣のもっと100キロ圏とか広い市町村も含めて、日本は150キロから200キロで円をかいてみると、そこで何か原発が、過酷事故が起きたら200キロ圏ぐらいは全部全国が入ってしまうほど、今、原発があるわけですが、そういうふうなことも見据えて、この安全協定というのを私は進めてもらいたいと思うんです。

ただ事故が起きました、こういう事故ですという報告を受けても、みんな安心しないわけです。安心できない。いざというときは逃げなきゃならないというときに、それぞれが自家用車で走り出したら、にっちもさっちもいかないと。そのことが、これをずっと見ているとよくわかるんです。これ茨城新聞で、ずっとまだ連載して、今10何回ぐらいまできているわけですが、こういうのを見たときに、やはりそれに対応できるような、ひとつ100%というわけにはいかなくても、少なくともそういうことが可能になるような、私は、安全協定というのを多少時間かかってもつくと。それで、それを市の防災計画の中に取り入れていくということが、私は、まずこれから大事だというふうに思います。その点は、ひとつ、どういうふうに考えるか。それで、実際にはやってもらわなきゃいけないというふうに思うんです。

これが、さっきの、去年の11月にやった線量マップの地図です。(資料提示)それで、これが笠間市の放射線に対する考え方についてという文書です。このほかに、400何カ所の測定地点のあれが出ています。確かに、これを見ると極端に高いところって少ないんです。環境省の基準では、この地図で何カ所かが、この青いところ。こういう青いところがちょっと高いと。私も、こういうところをはかりに何カ所か行きましたけれども、高いところ確かにあるんです。その範囲が具体的にはどうかということは私もあれですけれども、低いから安心だということじゃなくて、その後、笠間市全体でどういうふうに放射線量というのが推移しているかということの調査というのは必要じゃないでしょうか。どうでしょうか。私は、それは必要だと思うんです。

それで、去年の段階ではこうであったけれども、今回、同じ場所をはかたらこうなっているということを市民に示すことは、低くなればみんな安心です。私の家も、雨水や何か全部集中楯で処分しているんで、そこは物すごく高いんです。ほかのところは0.01とか低いけれども、0.5か7ぐらいあるんです。それで、いろいろな人のところをはかっていると、やはりそういうところ、特別なところが、高いところあることは確かなんです。地域的に見て広い範囲で高いというふうになりませんけれども、私は、年に1回か2回は定期的に、せっかくつくれた放射線測定の問題ですから、ぜひとも行って公表していただきたいというふうに思います。これは、もう昔から私がずっと強調してきたことですが、ぜひ行ってもらいたいというふうに思うんです。

それと、やはりただ土のうへ入れて置いておくというのは、私は、考え直さなきゃいけないと思います。特に高い、0.23を越すような高い土壌については、何かちゃんと密閉できるような容器というのを市としても考えて特殊にやはりしないと、ただ積んでおけばいいという問題だけじゃないと思うんです。そんなに数はないと思いますけれども、はかりに行ったら南吉原と北吉原の地点にも高いところありました。それは、そんなに広いところじゃないですけれども、やはりそういう高いところのをただ土のう袋へ入れておくというのは、私は、放射線の問題を考えると、やはり危険だというふうに思うんです。その辺

のことは、この線量マップの問題とあわせて、ひとつこれからの計画の中で。それと、やはりこれはいろいろ問題あると思うんですけども、とりあえずこういうのをつくられたわけですけども、これがいいかどうかは検証して、これからの放射能に対する対策というのを自覚できるように、やはり市民に資料というのは提供していただきたい。

それと、エコフロンティアの問題、この問題は、私もちょっとメモで議事録を見ているだけでわかりませんけれども、あの先生が言われたことは、今そういう高い放射線量があるものを、飛灰を埋め立てたところに、ただ2メートル幅のシートをかけたんじゃないかと。その継ぎ目どうだっていったら継ぎ目全然何もしていないわけでしょう、あのときの話は。環境保全委員会なんか、私も出席していたからよくわかったんですけども、あのとき質問させないと言ったから、私もあえてしなかったわけですけども、2メートルの幅でずっと広いところへ敷いていると、ここに重ねただけで、全然、その継ぎ目の処理はしていないんです。継ぎ目だったら雨が入っちゃう。その先生が一番言われたのは、放射性セシウムは水に溶けやすいから、水に溶けないためにも雨水や何かをよけるような対策をしてくれということを書いていたわけです。これは言い出すと切りがありませんし、だけれども、その辺のことは、ただ質問、ちゃんと処理したかどうか私は至って疑問に思っているんです。その後、私たちが申し入れて話し合いに行っても、全然応じない、わからない。

そして、一言言わせてもらおうと、エコフロンティアかさまができたときの、事業団のエコフロンティアについての、いろいろな業者や何かに出した何十ページもある受け入れ基準というのがあります。あの中には、受け入れる品物のずっと一覧表あるんですけども、その欄外に、濃アルカリ、濃いアルカリとか濃い酸性の問題、放射性を含む物体、放射能に汚染されたものは、ここへは持ち込みませんと書いてあるんです。知っていると思います。ちゃんとあそこに、こういうふうに書いてある。欄外に、ぴたっとこういうふうに。今こういう事態になって、どうしてもやむを得ず持ち込まれたり入ってしまったということはあり得ると思いますけれども、そういう場合には、どういうふうにあそこで隔離して、ちゃんとしていくかということは、やっぱり事業団もそういうふうに書いてあって、その書いてあるということは、あそこの処分場が管理型処分場ではあるけれども、放射能物質についての処理能力がないということを認めているんです。そうすると、最低限のほかのものと隔離するような、雨水や何かが入らない処置をするということは、やはりちゃんと求めていかないと。部長の報告だけを聞いていると、果たして、あのときのやりとりなんかを思いだすと、必ずしも実態とは合っていないんじゃないか。その辺のことについては、私は、やはりちゃんと事業団の方に申し入れをしてもらいたい。

それと、このプタン系だとか、メタン系のガスの問題だとか、硫化水素の問題です。たしか空中に飛散してしまえば、遠くへ飛んでしまえば関係ないように見えますけれども、硫化水素の問題というのは、地上をはっているんです。余りこういうふうには上がらないん

です。そうすると、このガスは発生しないと盛んに言っていたんだから、それが実際に発生しているんだから、その処置というのをどうするかと。ブルドーザーや何かを運転している人たちがかき回したときに、そういうのが舞い上がってきて、ほこりと一緒に上がってきたときに、おかしな事故というか不慮の事故に遭わなければいいんですけども、実に危険だというふうに感じざるを得ないんです。やはり検査するというのと、安易に、拡散しているからいいという問題だけじゃないということ、私は、やらないと大変なことになるんじゃないかというふうに思うんです。

その辺のことを、この問題は一言で言って、事業団が、こういう問題について質問をしても答えられないです。はっきり言って、本当に答えられないから。私なんか何回も情報開示を求めても、全然答えない。そういう委員会でも、おかしいと思うから発言したくても、発言させない。この問題、ここで言うよりも事業団に、環境保全委員会のときに、そういう質問をさせて、ちゃんと答えてくれれば、そこでおしまいになるんです。

〔発言する者あり〕

○11番（鈴木貞夫君） いや、出したりしていますよ。質問をしていますけれども、それは、きょう持ってきていませんけれども、今度持ってきますよ。

○議長（柴沼 広君） 鈴木委員に申します。

ただいま質問時間が過ぎましたので、質問を終わりにしてください。

○11番（鈴木貞夫君） 市長、何かあったらお願いいたします。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

安全協定の件でございますが、県央首長会議で知事に申し入れた項目の中には、安全協定の見直しについては織り込んでおります。さらに、現在、安全対策の検討の中で広域的避難計画の策定につきまして、事務局で検討を進めている状況でございます。ただ30キロ圏内に100万人の茨城県民が存在するという中で、避難計画を立てたものがしっかり実行されるかという、なかなか、私は現実的に難しいのではないかなというふうに思っております。

それと、市の防災計画に原子力対策を織り込むということにつきましては、国の方で本来、原子力規制庁が既に発足、当初の予定であればしておいたはずなんです、なかなか、そこが、いろいろな条件で発足していないという中で、市の方の防災計画についての織り込みも、現在、まだ至っていない状況でございます。規制庁発足に伴う国の方針に基づいて、市の方は防災計画の中に織り込んでいきたいというふうに考えております。

それと、エコフロンティアの運営についてでございますが、鈴木さんから、いろいろなご意見はご意見として、今、賜っておきたいと思いますが、私は、事業団については、市の立場として住民側に立って、いろいろ改善等を申し入れるときもあります、全体的に

は、しっかりとした運営をし、我々の要望にも迅速に対応していただいているというふう
に思っております。鈴木さんに、事業団が答える、答えないは、よく事業団の方と鈴木さ
んで話し合っていたいただきたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 鈴木貞夫議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、空間放射線量の再測定を行わないのかということでのご質問でございますけれど
も、先ほど申し上げましたように、昨年7月とことし5月の平均値を比較しますと約3割
放射線量が減っておりますので、すぐ再測定ということは考えておりませんが、経
年に伴います空間放射線量の変化をつかみ公表することは市民の安心につながることで
ありますので、原子力アドバイザー等の助言を受けて検討してまいりたいと考えておりま
す。

あと、除染した土壌の処理についてですけれども、国の基準に準拠した方法で今後もお
願いしたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす14日に開きますので、ご参集をください。ご苦労さまでした。

午後3時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 上 野 登

署 名 議 員 横 倉 き ん